

# 宮島口地区 都市サイン計画

令和4(2022)年11月

廿日市市



# 目 次

<b>序 章 宮島口地区 都市サイン計画の策定について</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 対象範囲.....	1
3 公共サインの体系と計画の適用範囲.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
<b>第1章 サインの現状の把握と課題の整理</b> .....	<b>4</b>
1-1 宮島口地区の現状.....	4
1-2 公共サイン等の整備状況.....	6
1-3 主要課題の整理.....	14
<b>第2章 基本的な考え方</b> .....	<b>17</b>
2-1 基本理念.....	17
2-2 基本方針.....	17
2-3 サインシステム.....	23
<b>第3章 サインの表示に関する基準</b> .....	<b>25</b>
3-1 表記基準.....	25
<b>第4章 設置基準及び配置計画</b> .....	<b>40</b>
4-1 サインの設置に関する共通基準.....	40
4-2 配置計画.....	44
4-3 配置計画に基づくサインデザイン案.....	48
<b>第5章 活用方針</b> .....	<b>59</b>
5-1 民間事業者と連携した案内サインの機能強化.....	59
5-2 ICT 技術等を活かしたサインの導入検討.....	60
5-3 エリアマネジメントとの連携.....	61
<b>第6章 維持管理の方針</b> .....	<b>62</b>
6-1 維持管理方法.....	62
6-2 維持管理体制.....	65



# 序章 宮島口地区 都市サイン計画の策定について

## 1 計画策定の背景と目的

宮島口地区は、世界遺産や日本三景である宮島の対岸に位置しており、明治時代以降、宮島駅（現在のJR宮島口駅）や私宮棧橋、広島電鉄宮島線の開業により、国際的な観光地「宮島」の玄関口として、また、宮島島民の通勤・通学・通院などの生活航路として、本土と宮島を結ぶ重要な交通結節点となっています。

上位計画である「第6次廿日市市総合計画」では、宮島口地区周辺は、国際的な観光・交流機能を持つ「世界遺産交流ゾーン」として位置づけられており、国内外から多くの来訪者が訪れることから、そのニーズをとらえた観光施策の実施や市内各地域の人や資源を交流により広く情報発信すること、また、観光関連施設や宮島口地区の環境整備、貴重な自然環境の保全を進め、地域でのおもてなしに多様な主体とともに取り組むことなどが謳われています。そして、「第6次廿日市市総合計画」に基づき、「廿日市市景観計画」や「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」、「宮島口地区まちづくり整備計画」、「宮島口地区景観ガイドライン」等が策定されており、宮島口地区の景観形成やまちづくりの基本的な方針が謳われています。

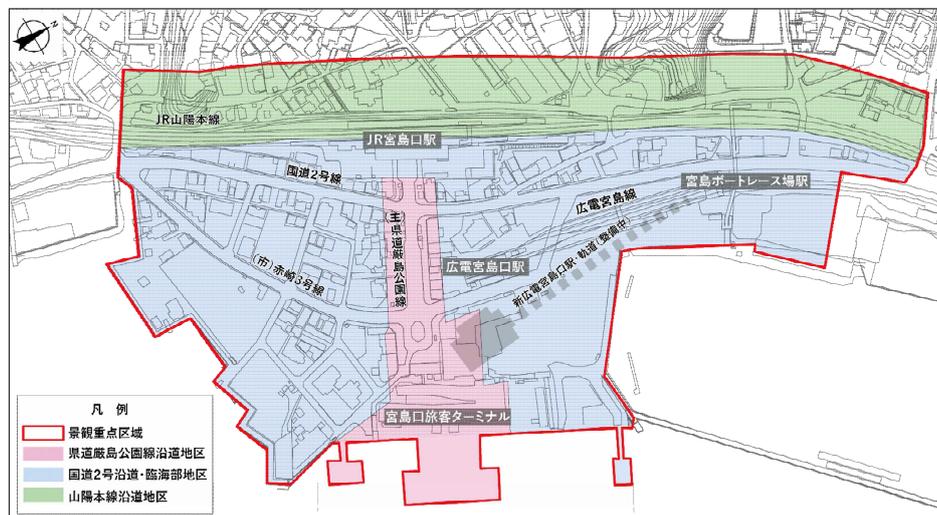
また、宮島口地区全体で統一、調和した景観とするための具体的な景観整備の基本方針や整備方法を示す「宮島口地区景観整備ガイドプラン」では、サインや舗装、照明等を対象に、整備エリアやデザインの基本的な考え方がまとめられています。

「宮島口地区 都市サイン計画」（以下、「本計画」という。）は、上記を踏まえた宮島口地区の公共サインに関する方針等を示すことで、宮島口地区を観光交流拠点として市域全体の活性化を目的としながら拠点機能を高めるとともに、観光交通の円滑な処理と快適な歩行空間の形成を進めることによって、宮島口地区の回遊性を向上させるために策定するものです。

## 2 対象範囲

本計画の対象範囲は、「廿日市市景観計画」に示されている「景観重点区域」（県道厳島公園線沿道地区、国道2号沿道・臨海部地区、山陽本線沿線地区）とします。

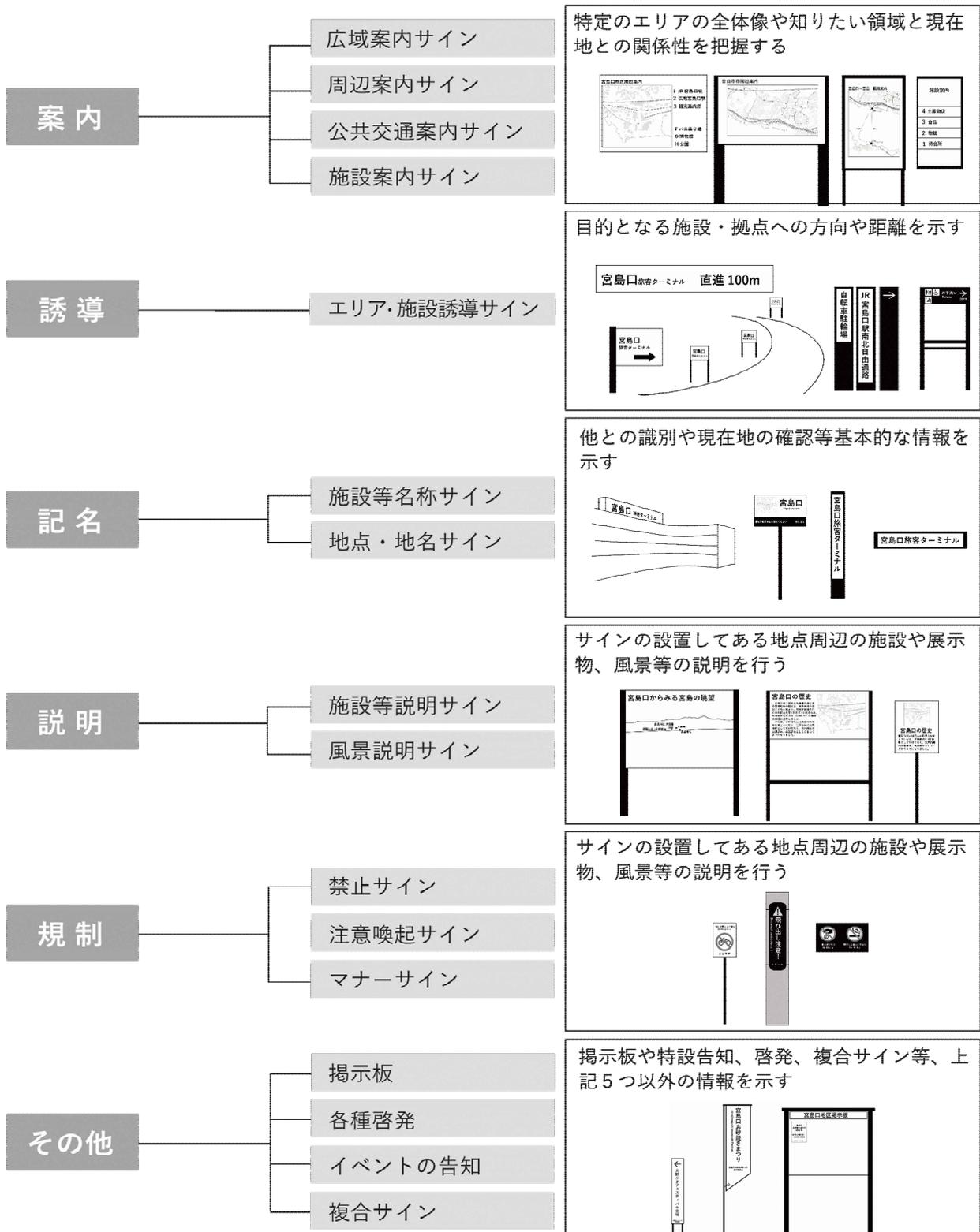
### ■ 本計画の対象範囲



### 3 公共サインの体系と計画の適用範囲

本計画は、廿日市市が設置する公共サインのうち、歩行者系標識を対象とします。屋内の公共サインや民間サイン、ならびに標識令及び道路標識設置基準に基づいて設置されたものについては対象外とします。

#### ■ 本計画で対象とするサインの体系

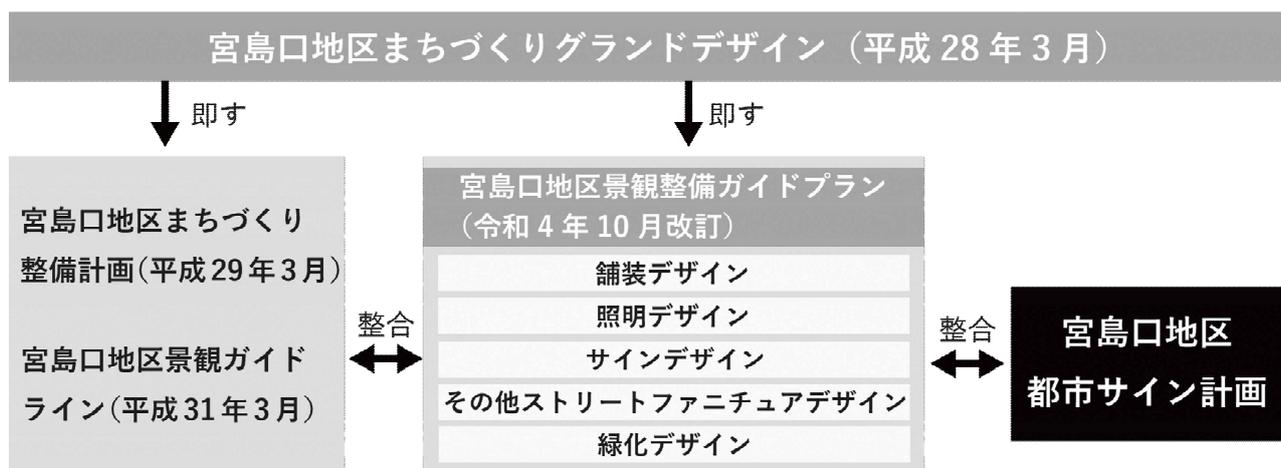


## 4 計画の位置づけ

本計画は、「第6次廿日市市総合計画」や「廿日市市都市計画マスタープラン」、「廿日市市景観計画」に即すとともに、宮島口地区のまちづくりの基本的な方針を示す「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」等に基づき、定められる計画です。

また、合併前の廿日市市におけるサイン計画である「廿日市市都市サイン計画」を踏まえるとともに、宮島口地区における施設整備計画等にも調和を図ることとします。

### ■ 計画の位置づけ



※資料編では、上位・関連計画のうち本計画に関連する記載内容を示しています。

# 第1章 サインの現状の把握と課題の整理

## 1-1 宮島口地区の現状

### (1) 地域特性

宮島口地区は本市の南部に位置し、明治時代以降から、宮島駅（現 JR 宮島口駅）や私営棧橋、広島電鉄宮島線が開業され、廿日市市本土と宮島を結ぶ交通の結節点としての役割を担っています。

現在も、宮島島民の通勤・通学・通院などの生活航路として、また、平成8年(1996年)以降は、世界遺産「厳島神社」への玄関口としての拠点機能が強化されており、「第6次廿日市市総合計画」では「世界遺産交流ゾーン」に位置づけられています。

■ 宮島口地区の位置



■ 宮島口地区の状況



資料：広島県

### (2) 人口動向

本市の人口は、3町1村(佐伯町、吉和村、大野町、宮島町)との合併により、平成12年から平成22年にかけて大きく増加傾向にあります。平成22年以降は概ね横ばい傾向となっています。

宮島口地区では、平成7年から令和2年にかけて概ね横ばい傾向にあります。

■ 人口の推移(廿日市市)



■ 人口の推移(宮島口地区)



資料：国勢調査

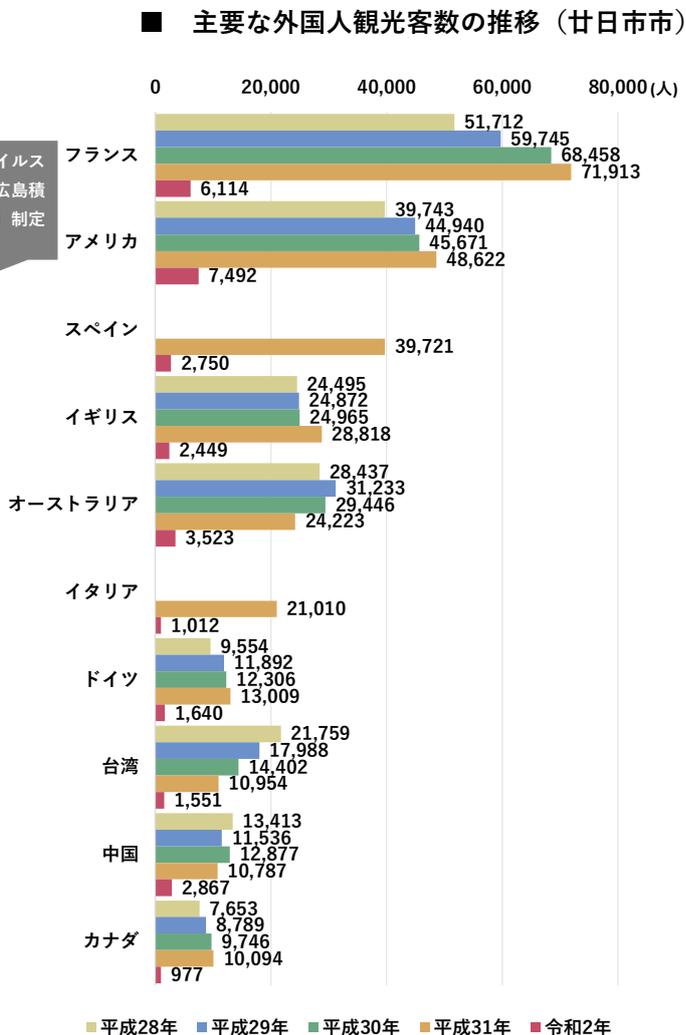
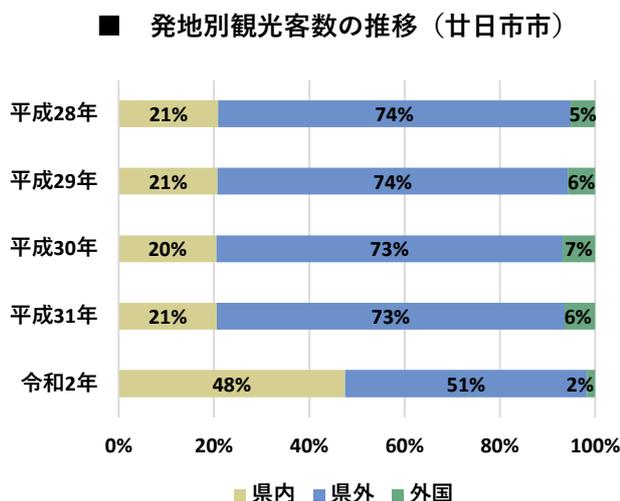
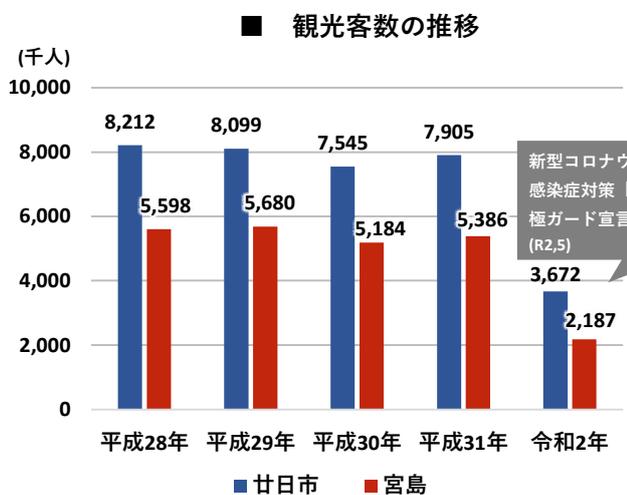
### (3) 観光動向

廿日市市は世界遺産を擁する「宮島」をはじめとして、歴史文化、自然などの多彩な観光資源が分布しています。

観光客数の推移をみると、平成28年から平成31年にかけて約800万人となっており、そのうちの約6～7割が宮島へ訪れています。一方で、令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、本市への観光客数は約367万人、宮島は約219万人となっています。

また、発地別観光客数の推移をみると、平成28年から平成31年にかけては、県外の観光客が7割以上と大半を占めています。なお、令和2年は、県内外でそれぞれ約50%と同程度の割合になっており、外国人観光客は例年6%前後となっています。

平成31年における訪日外国人観光客数をみると、上位5ヶ国は、フランス、アメリカ、スペイン、イギリス、オーストラリアとなっています。



※イタリア及びスペインについては、平成31年から集計の対象となっているため、令和2年までの2年間の数値を反映している。

資料：広島県観光客数の動向

## 1-2 公共サイン等の整備状況

### (1) 調査方法の概要

宮島口地区における公共サインの整備状況を把握するため、現地調査を実施しました。調査概要は以下に示すとおりです。

#### ■ 現地調査概要

調査日	令和3年9月22日（水）
調査対象	宮島口一丁目他（景観重点区域）
調査方法	調査対象区域内に設置されているサインを目視にて確認し、サインの内容及び位置等を記録
調査項目	1) 整理番号 2) 位置 3) サイン種別 4) サインの設置方法 5) サインの対象先 6) 記載内容 7) サイン寸法（板面、 <small>きょうたい</small> 筐体） 8) 照明の有無（有の場合：内照明、外照明） 9) 裏面表示の有無 10) 使用言語 11) 使用色 12) 使用素材 13) 写真（遠景、近景） 14) 設置場所 15) 機能性（視認しやすさ・文字の大きさ、裏面表示の有無） 16) メンテナンス状況（汚れ・色褪せ・ひび割れ、落書き・張り紙、サビ） 17) 備考
調査状況	 

※「筐体（きょうたい）」… 本計画における「筐体」とは、情報面を掲載するための板面や、板面を固定する器具・支柱等のことを指します。

## (2) 公共サインの概況

現地調査の結果、宮島口地区では148の公共サインが確認できました。

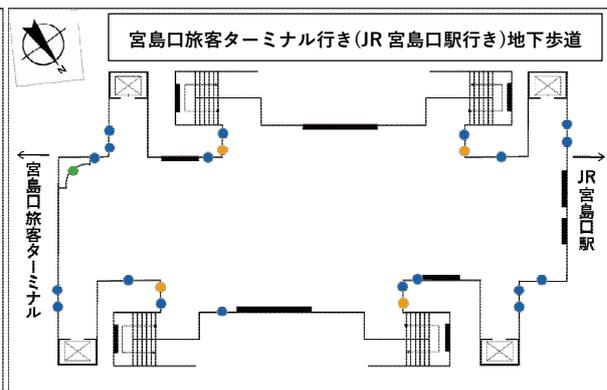
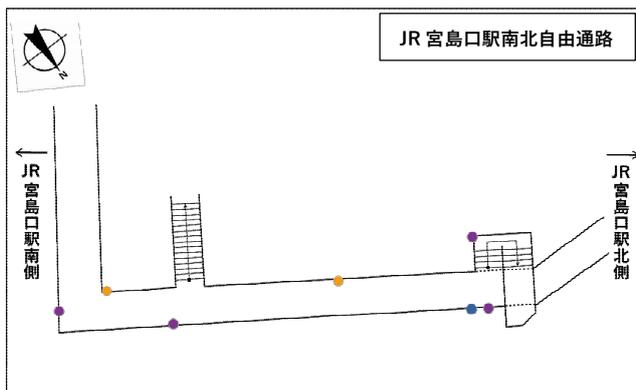
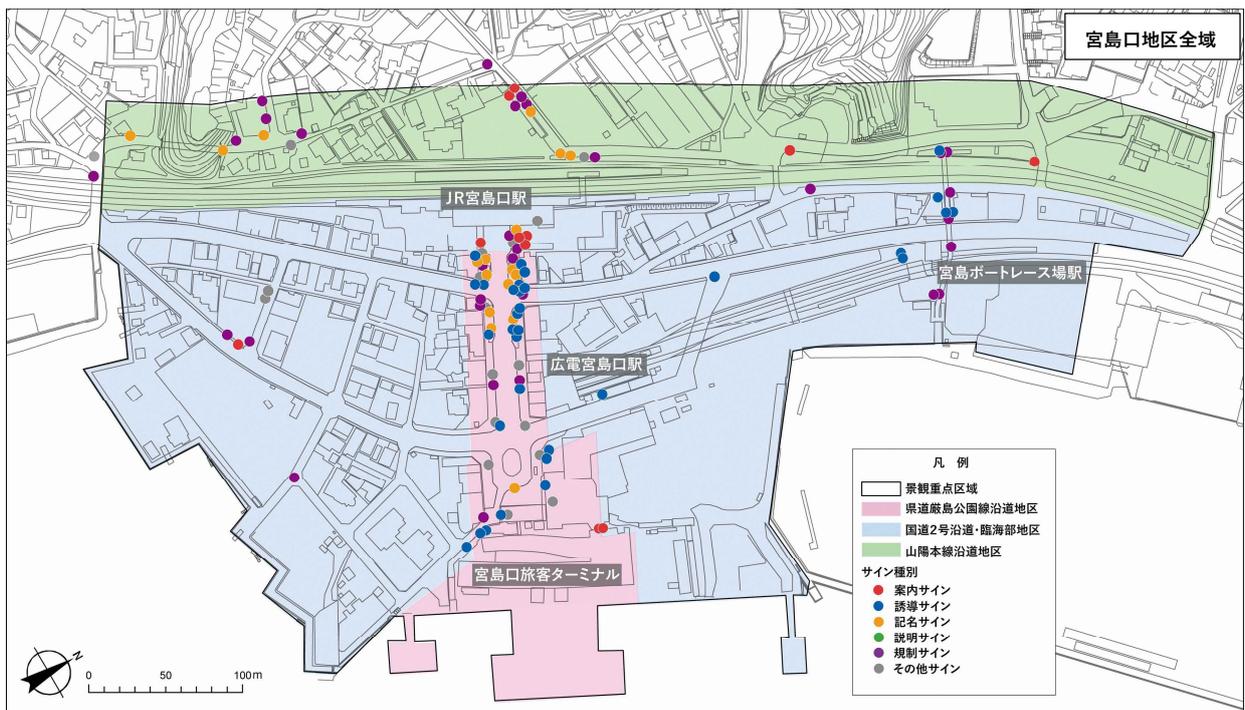
サイン種別をみると、誘導サインが全体の約3分の1を占め、次いで規制サインが多くなっています。また、県道厳島公園線沿道地区周辺で比較的多くのサインが確認されました。

### ■ 調査結果の概要

サイン種別	県道厳島公園線沿道地区	国道2号沿道・臨海部地区	山陽本線沿線地区	合計
案内サイン	3	5	5	13
誘導サイン	42	8	3	53
記名サイン	15	1	10	26
説明サイン	1	0	0	1
規制サイン	10	12	16	38
その他	11	3	3	17
合計	79	29	32	148

※複数の種別を含むサインは「その他」に分類

### ■ サイン整備状況

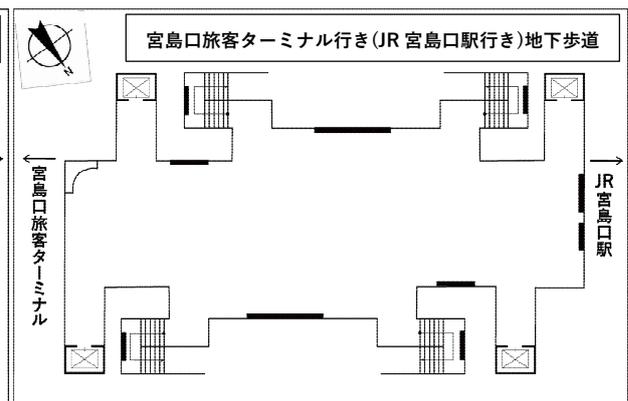
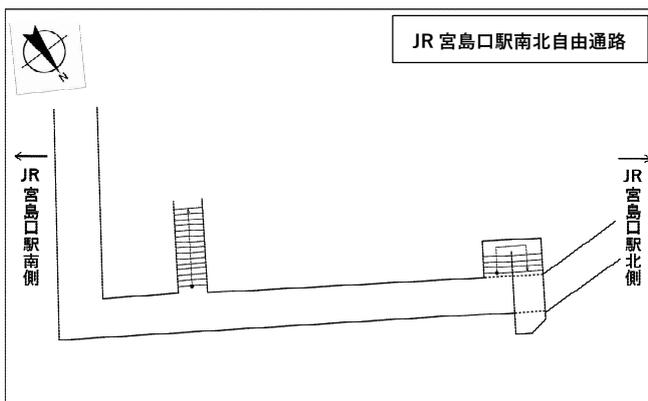
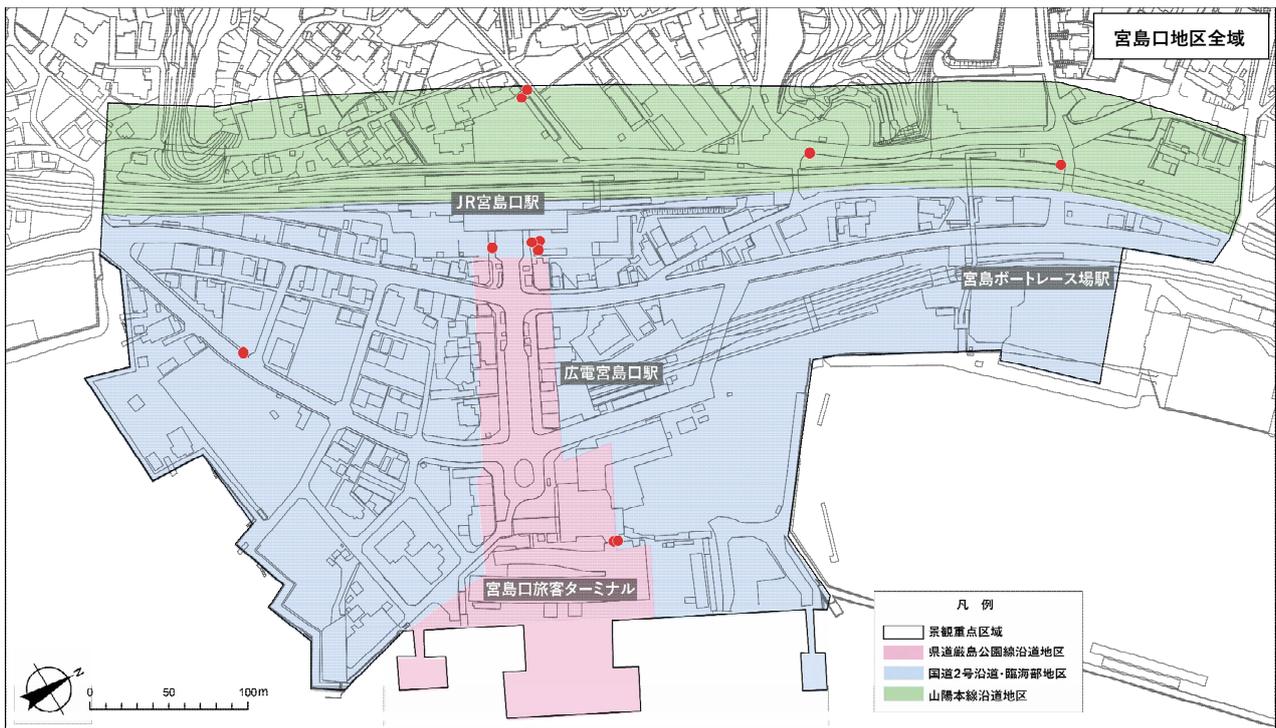


### (3) サイン種別ごとの状況

#### ① 案内サイン

写真	概要・整備状況	設置箇所数
	<p>【サインの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺地図等が示されているサイン</li> </ul> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廿日市市全域を示した広域案内サインは1箇所のみ</li> <li>・地図面の凡例や縮尺が統一されていないものが多い</li> </ul>	13箇所

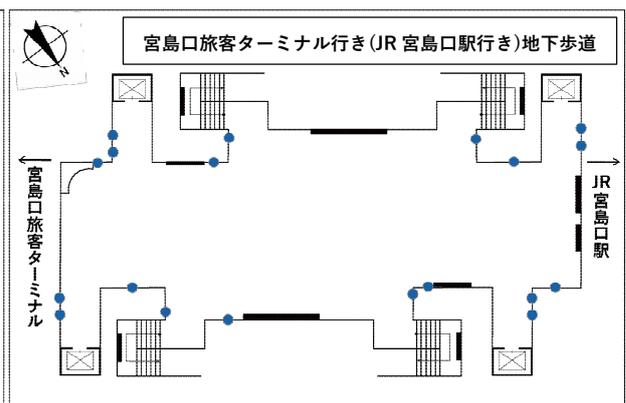
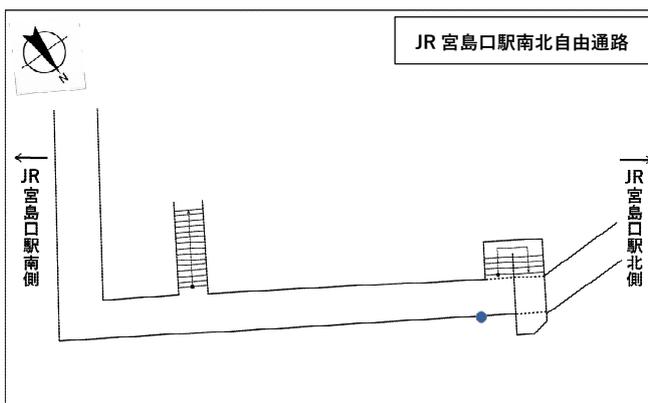
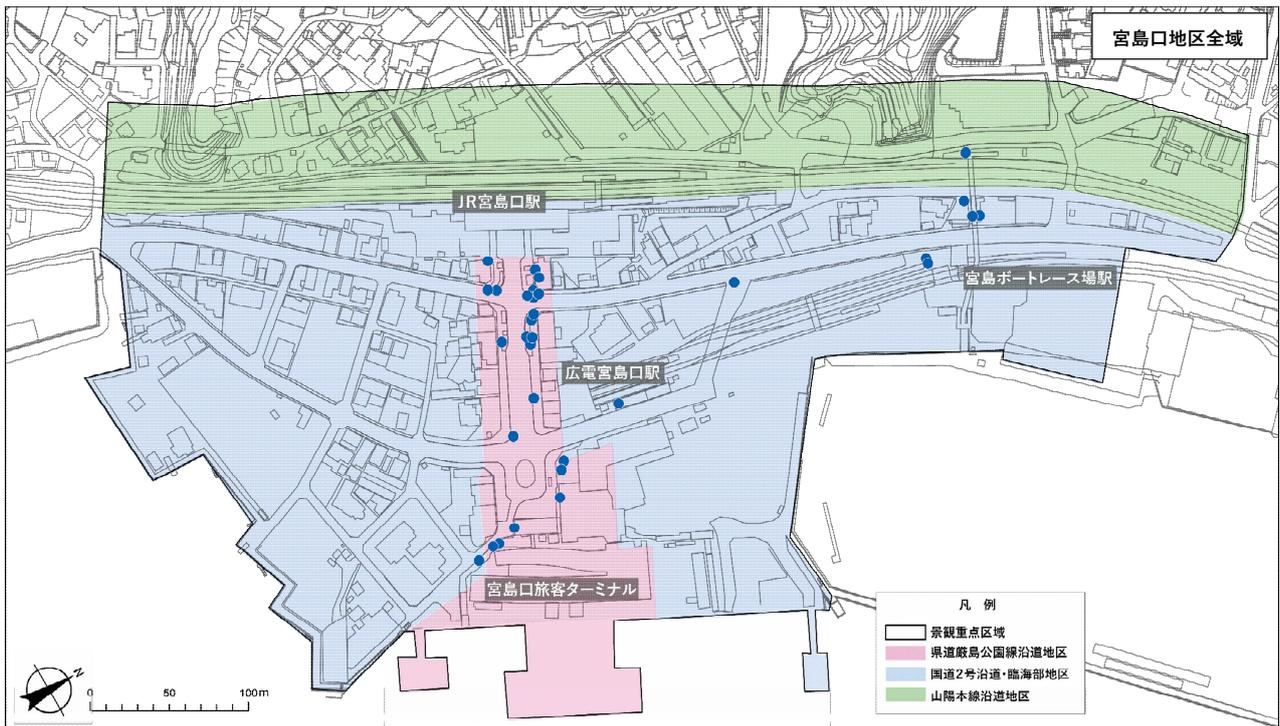
#### ■ 案内サイン整備状況



## ② 誘導サイン

写真	概要・整備状況	設置箇所数
	<p>【サインの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導対象施設の名称や距離、矢印で構成されているサイン</li> </ul> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内で最も多く、県道厳島公園線沿道地区に集中している</li> <li>・ 宮島口旅客ターミナル行き（JR 宮島口駅行き）地下歩道に多数設置されている</li> </ul>	53箇所

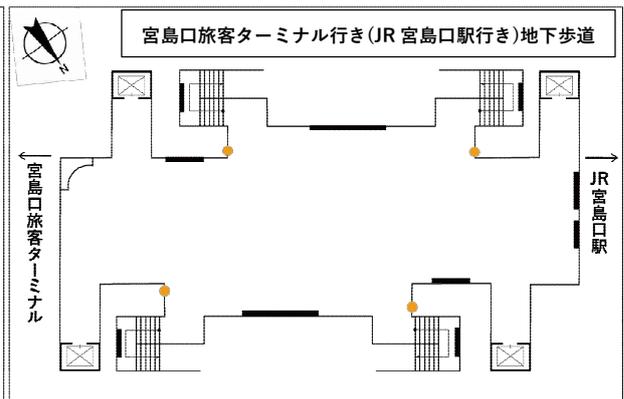
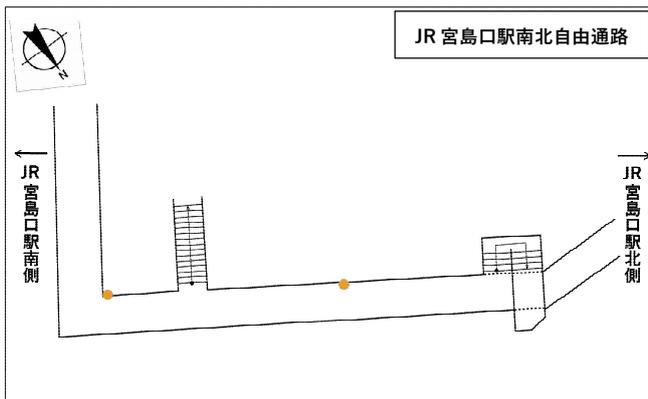
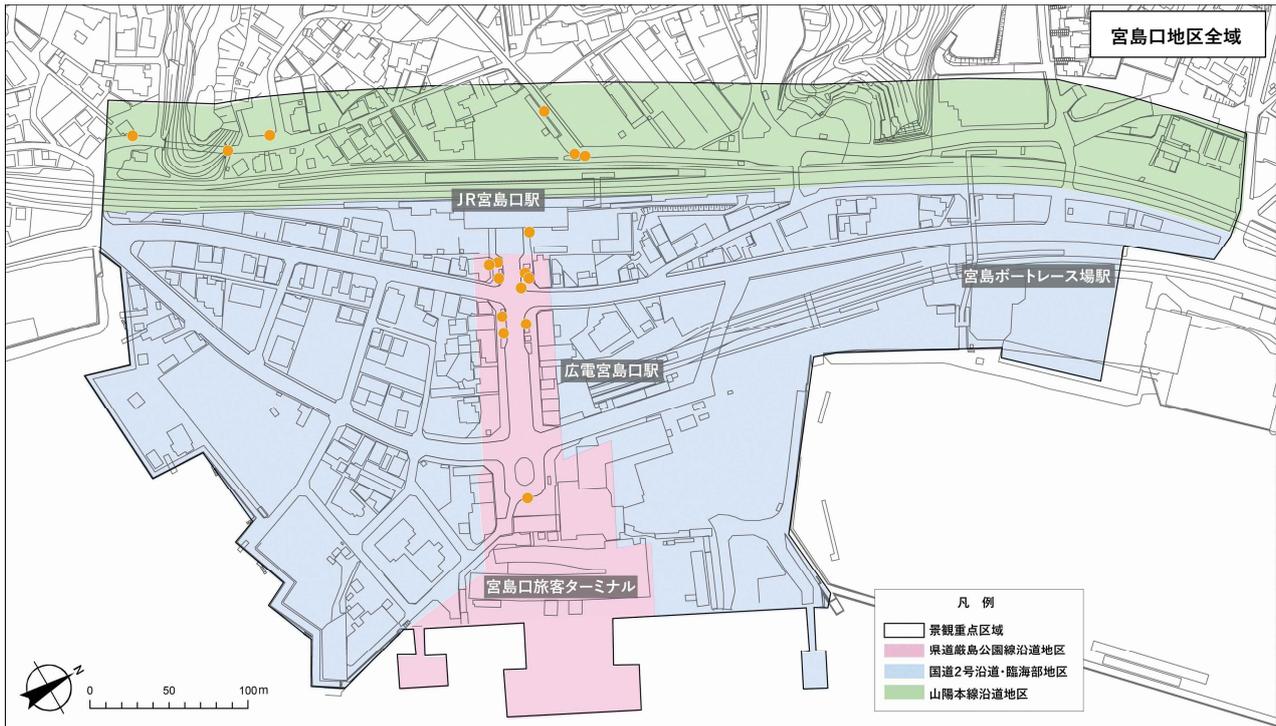
### ■ 誘導サイン整備状況



### ③ 記名サイン

写真	概要・整備状況	設置個所数
	<p>【サインの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設や場所の名称が記載されているサイン</li> </ul> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮島口旅客ターミナル行き（JR 宮島口駅行き）地下歩道の入り口及び構内で多くみられる</li> </ul>	26箇所

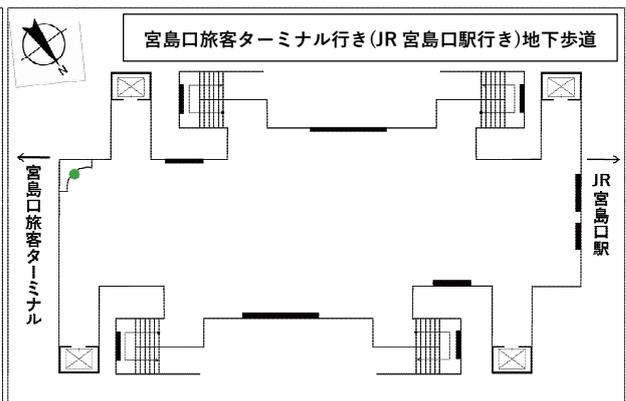
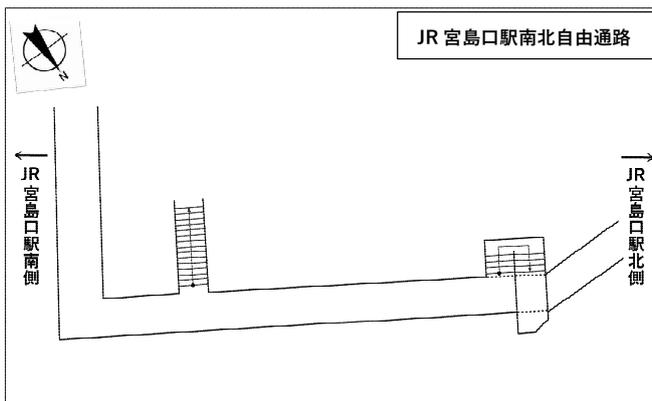
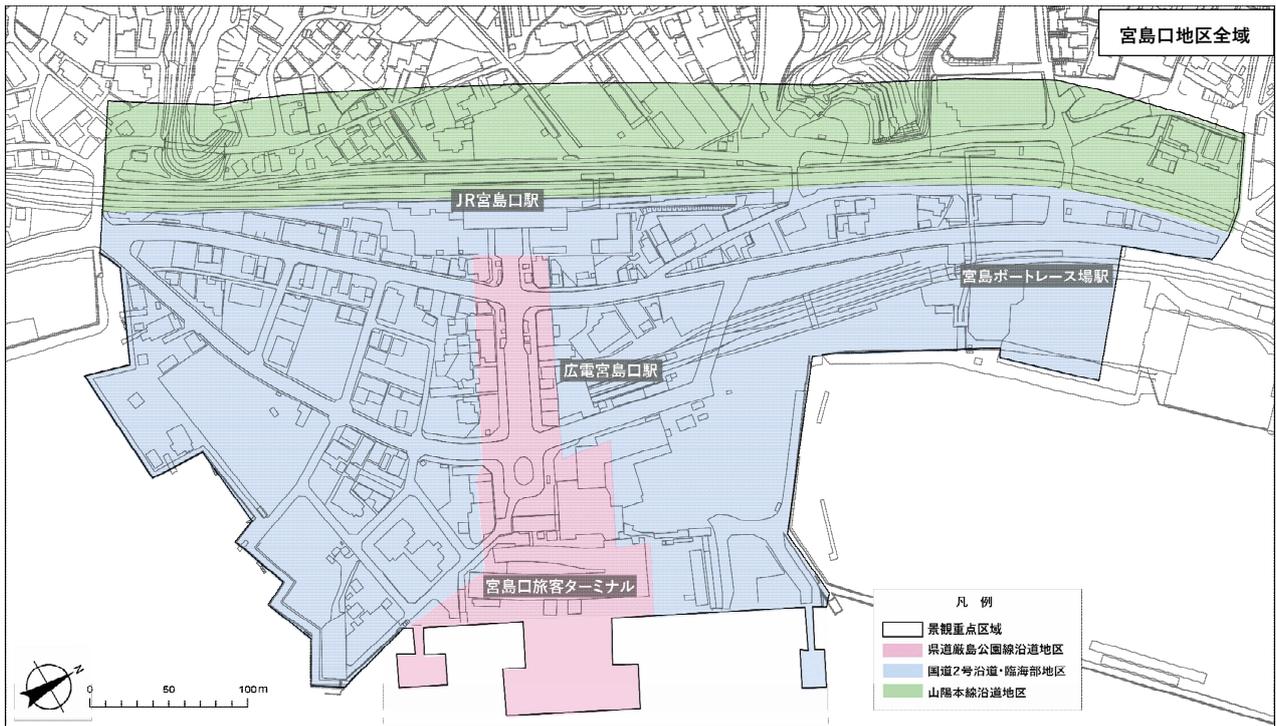
#### ■ 記名サイン整備状況



④ 説明サイン

写真	概要・整備状況	設置個所数
	<p>【サインの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイン設置場所周辺の説明等が記載されているサイン</li> </ul> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR 宮島口駅自由通路構内と宮島口旅客ターミナル行き（JR 宮島口駅行き）地下歩道のみ</li> </ul>	1箇所

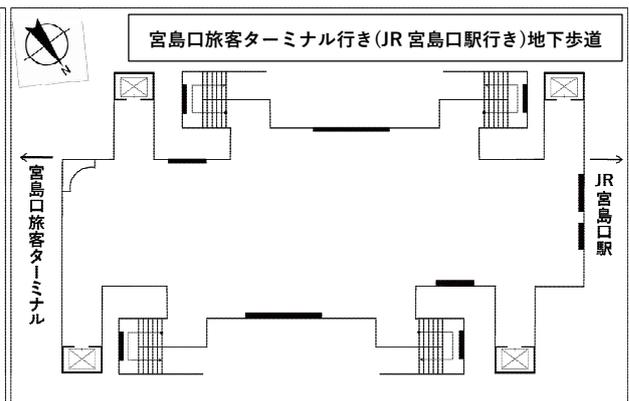
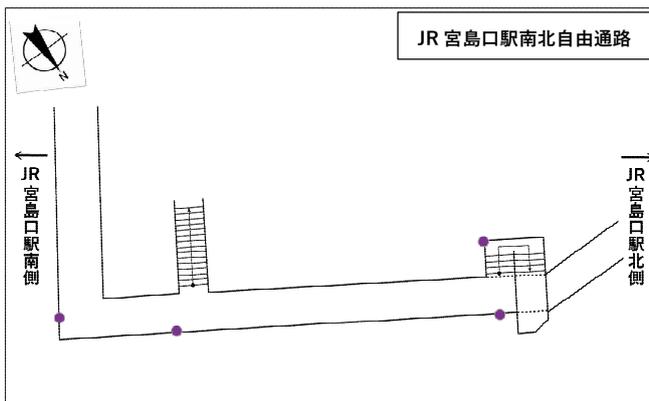
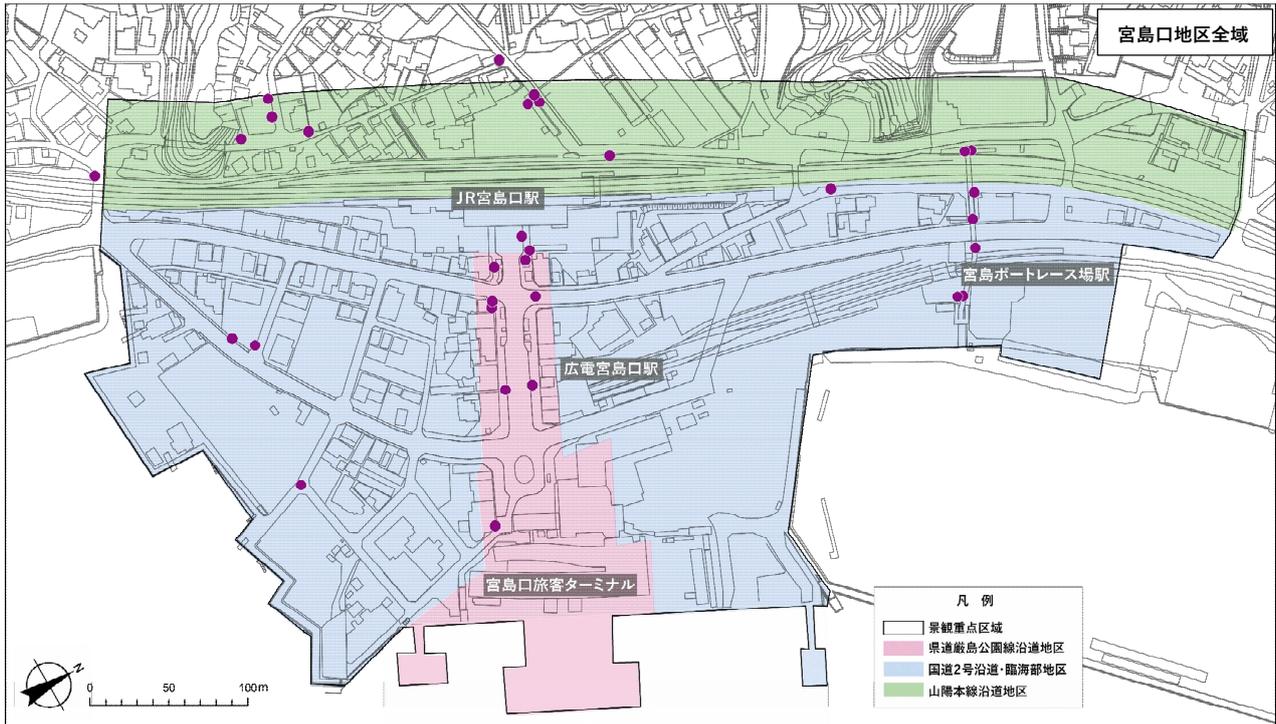
■ 説明サイン整備状況



⑤ 規制サイン

写真	概要・整備状況	設置個所数
	<p>【サインの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者等に注意喚起を促すサイン</li> </ul> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車等放置規制区域等、自転車に関する規制が大半</li> <li>・ JR 宮島口駅自由通路構内は喫煙の規制サインがみられた</li> </ul>	38 箇所

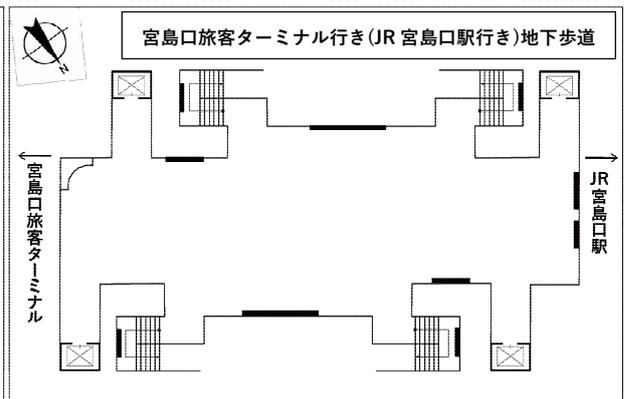
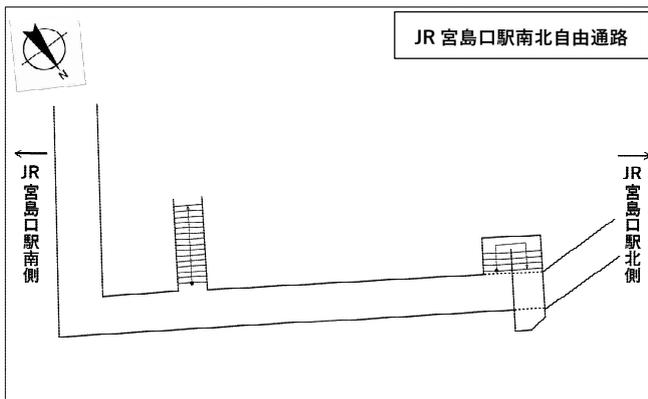
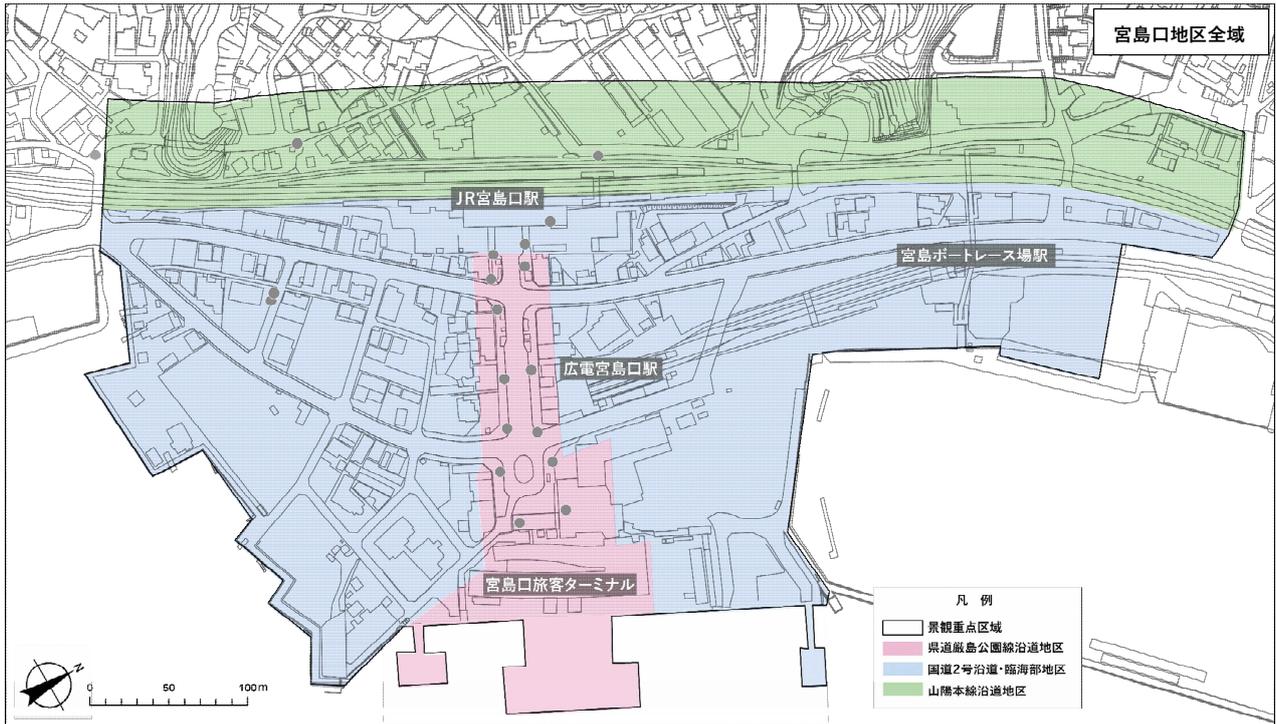
■ 規制サイン整備状況



⑥ その他サイン

写真	概要・整備状況	設置個所数
	<p>【サインの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の種別を持つサインや町内掲示板など</li> </ul> <p>【整備状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県道厳島公園線沿道地区では宮島三女神の内容を含むものが大半</li> </ul>	<p>17箇所</p>

■ その他サイン整備状況



## 1-3 主要課題の整理

現地調査結果等を踏まえた結果、宮島口地区における公共サインは、“宮島の玄関口としてのホスピタリティの欠如”が見られ、以下の6つの課題として整理しました。

来訪者が正しい情報を得られず迷う原因になるとともに、地域住民の景観意識の低下に繋がる恐れがあります。

### 課題1 デザインや名称の不統一

- ・ 施設の種類の、整備主体、整備時期によりデザインが異なるため、情報を認識しにくい
- ・ 宮島口と JR 宮島口、宮島口棧橋と宮島ゆきフェリー等、施設名称が異なり、混乱しやすい
- ・ 使用言語が不統一（日、日英、日英中韓）

施設名称が不統一 例) 宮島口旅客ターミナル



デザインが不統一

使用言語が不統一



### 課題2 不適切な配置計画

- ・ 設置箇所が不適切で情報が伝わりにくい
- ・ 1 地点に複数の看板が設置され、情報を認識しにくい
- ・ 地下道入り口は特に動線が複雑で、サインによる誘導が不足しているため、来訪者が迷いやすい

通行者に板面が見えない

往來の妨げになっている

内容が重複している

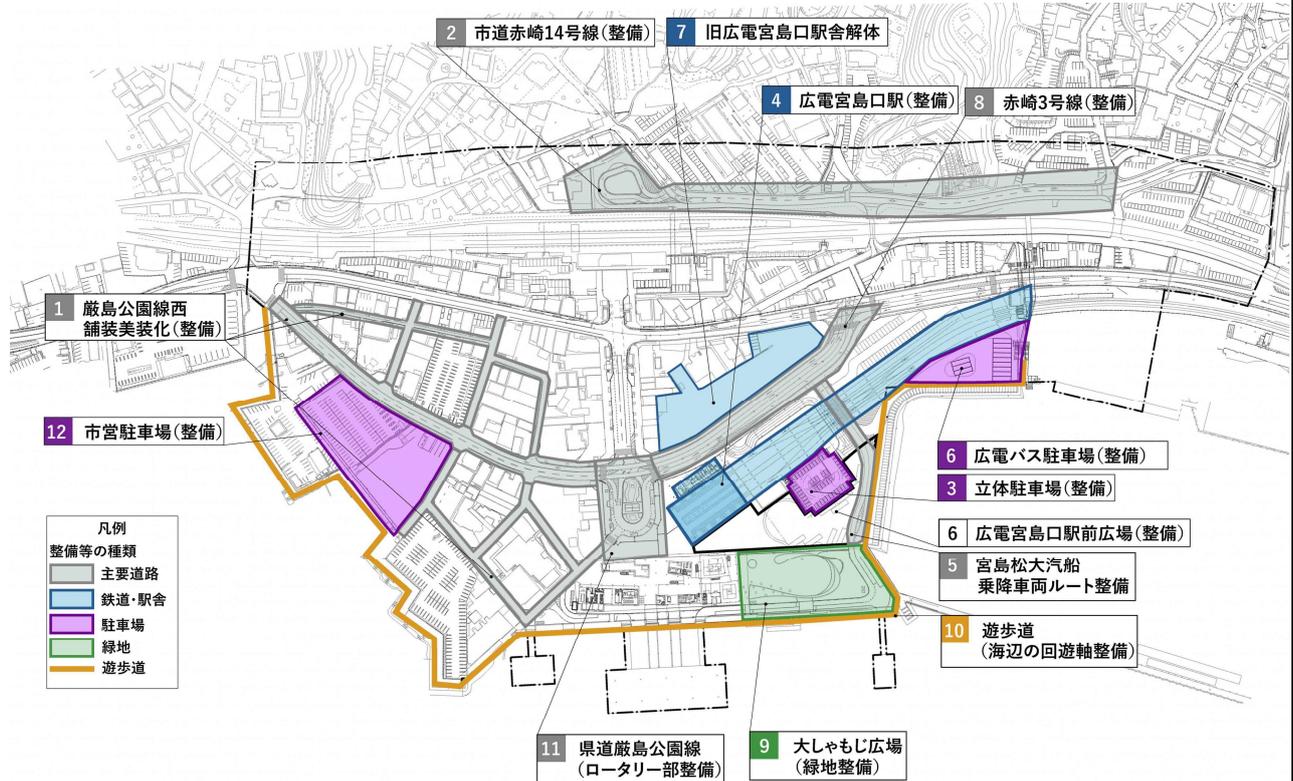
樹木と重なっている



### 課題3 まちづくりの展開に合わせたサインの検討

- ・宮島口地区で今後整備が予定されている事業に合わせ、段階的にサインの整備が必要
- ・宮島口地区内の道路の舗装美装化、遊歩道の整備等が進むことから、回遊性を考慮した案内標識の検討が必要

#### ■ 宮島口地区におけるまちづくりの展開



番号	主な取組内容（予定）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
1	厳島公園線西 舗装美装化（整備）									
2	市道赤崎14号線（整備）									
3	立体駐車場（整備）									
4	広電宮島口駅（整備）									
5	宮島松大汽船乗降車両ルート整備									
6	広電バス駐車場、広電宮島口駅前広場（整備）									
7	旧広電宮島口駅舎解体									
8	市道赤崎3号線（整備）【アクセス道路】									
9	大しゃもじ広場（緑地整備）									
10	遊歩道（海辺の回遊軸整備）									
11	県道厳島公園線（ロータリー部整備）									
12	市営駐車場（整備）									

#### 課題4 景観重点区域にふさわしくないデザイン

- ・既製品や道路標識と類似したサインが多く、宮島らしい歴史文化的な要素に欠ける

道路標識と類似している

既製のデザインでオリジナリティに欠ける



#### 課題5 視認性の低いレイアウトやデザイン

- ・サインより広告が目立っており、必要な情報が認識しにくい
- ・複数のサインが煩雑に掲示されており、視覚的な混乱を招くとともに必要な情報が読み取りにくい
- ・地下道入口の電光掲示板は、文字がほとんど見えない

情報が煩雑

文字が見えない



#### 課題6 メンテナンス不足による劣化

- ・板面が剥がれて情報が読み取れない
- ・一時的な情報を伝えるサインが長期間放置されて効果が低下している
- ・設置主体が異なる又は不明など維持管理体制が整っておらず、メンテナンスが困難

経年劣化により板面の情報が読み取れない



## 第2章 基本的な考え方

宮島口地区が、宮島への「玄関口」としてふさわしいホスピタリティを発揮するにあたり、計画の「基本理念」と「エリア別方針」を以下のとおり定めます。

### 2-1 基本理念

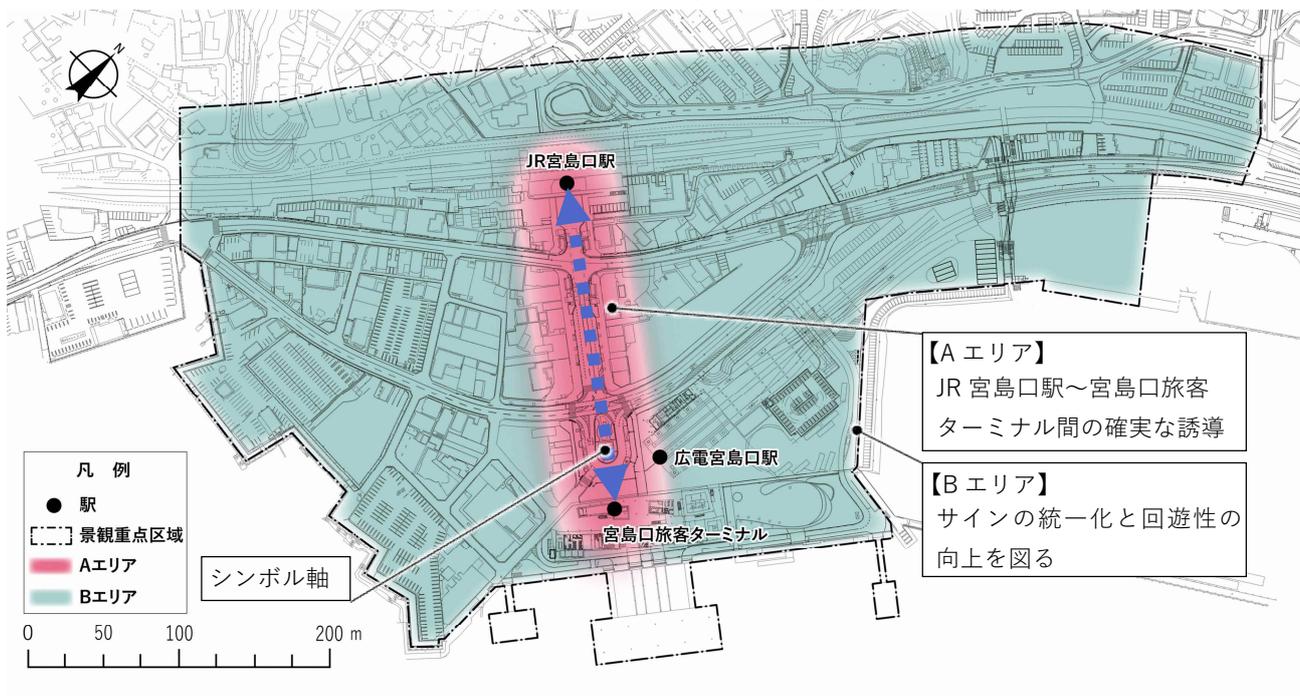
何度も訪れたいくなる ずっと暮らしたくなる 人々が集うまち 宮島口

### 2-2 基本方針

#### (1) 基本方針の考え方

地域性に沿ったサインの在り方を検討するために、宮島口地区を2つのエリアに区分し、各エリアの特性や課題に合わせた基本的な方向や、配慮すべき事項等の方針を検討します。

#### ■ エリア区分と各エリアの役割



## (2) Aエリア

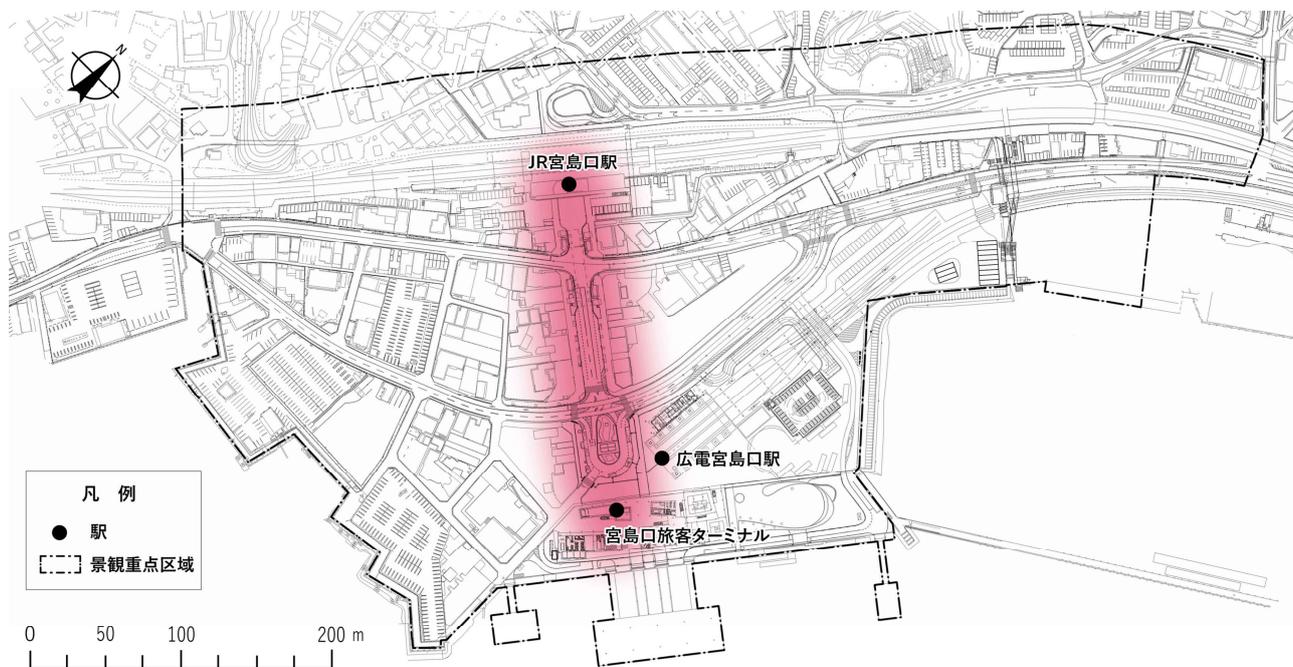
県道厳島公園線（JR 宮島口駅及び広電宮島口駅から宮島口旅客ターミナル間）については、「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」においてシンボル軸として位置付けられるなど、宮島観光の主たる動線軸となっています。

一方で、現地調査結果によると、デザインや名称の不統一や視認性の低さ、不適切な配置計画等が課題として挙げられており、来訪者を適切に目的地まで案内誘導できていない可能性が明らかとなりました。そこで、県道厳島公園線周辺については「Aエリア」として設定し、目的地までの案内誘導機能を強化したサインの方針を定めます。

### 【Aエリアの方針】

宮島口のシンボル軸として 誰もがわかりやすいサインの導入

#### ■ Aエリア



---

## 目標 1 案内誘導の機能強化に向けた適切なサインの設置

---

案内サイン及び誘導サインは、来訪者の移動の起点や分岐点を中心に、終点（目的地）まで適切に導く必要があるため、わかりやすさ（サインの内容を誰もが理解できること）、視認性（移動中でもサインを容易に見つけられること）、連続性（ルート上の適切な位置に適切なサインがあること）を踏まえて設置することが求められます。

そこで、A エリアの案内誘導サインについては、表記基準や標準デザインを踏まえつつ、目的地までのわかりやすさや視認性に特化したデザインの作成や、場所の特性を踏まえた具体的な配置計画を検討することにより、誰もがわかりやすいサインの導入を図ります。

### 【取組方針】

- ・わかりやすく、視認性が高い案内サイン、誘導サインのデザイン作成
- ・起点・終点（鉄道駅及び旅客ターミナル）や分岐点（複数ルート及び地下道の出入り口）を踏まえた配置計画の検討 等

---

## 目標 2 既設サインや ICT 技術を活用した効果的・効率的な整備・更新

---

公共サインは、限られた財源の中で効果的に配置する必要があります。また、今後も各種整備計画が順次行われる宮島口地区では、新設・撤去などを機動的に実施する必要があります。

そこで、現地調査結果を踏まえ、更新が必要と判断されたものは、筐体<sup>きょうたい</sup>※を活用し異なる種別のサインへ転用（リニューアル）するなど、既存のサインをできる限り活用した効果的な整備を図ります。

また、近年、ICT や人工知能（AI）といった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術開発が進んでいることを踏まえた、より効果的なサイン導入を図ります。

### 【取組方針】

- ・現状を踏まえた適正なサインの方向性（新設・維持・改修・機能変更・撤去）の検討
- ・ICT 等技術を活かしたサイン（デジタルサイネージ等）の導入検討 等

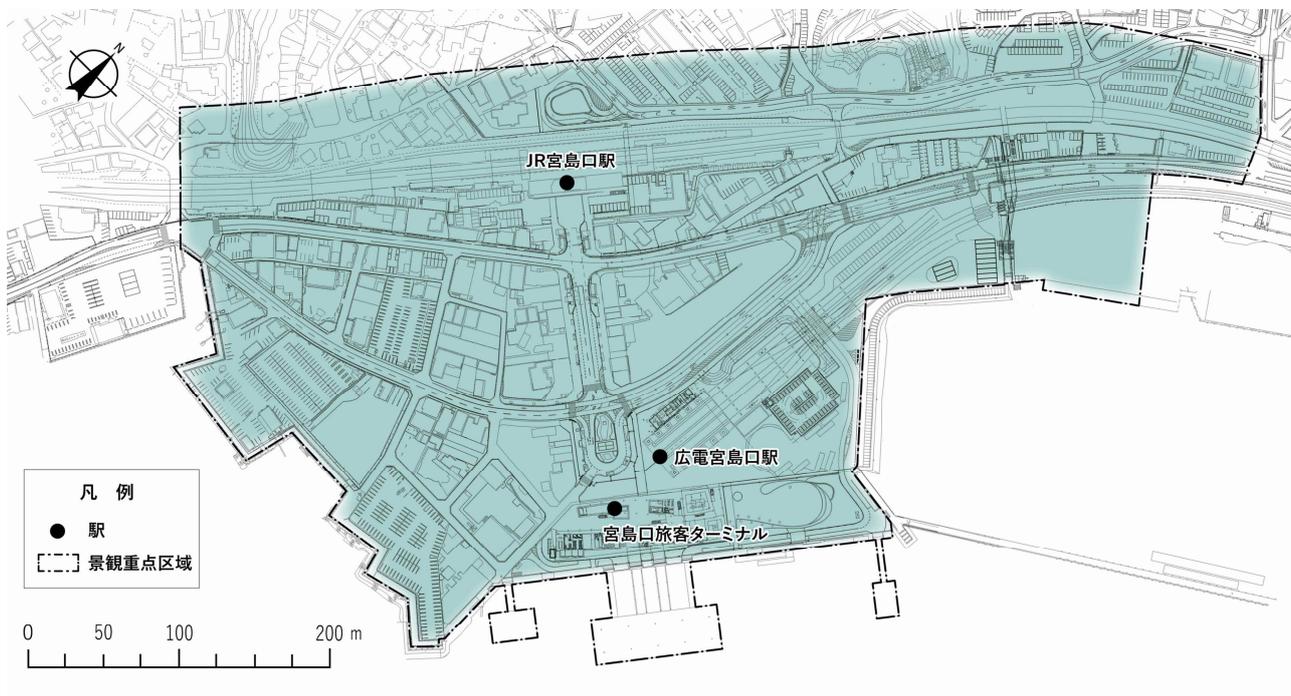
### (3) Bエリア

宮島口地区は、滞在型観光に資する統一感ある景観形成及び居心地が良い生活環境の整備が必要となっています。そのため、計画対象エリア全体を「Bエリア」と位置づけ、宮島の「玄関口」としての景観の向上に資するサインの方針を定めます。

#### 【Bエリアの方針】

宮島口全体の価値向上に資する 統一感のあるサインの導入

#### ■ Bエリア



---

### 目標 3 表記基準や標準デザインの導入

---

公共サインは、的確な情報をわかりやすく提供することが本来の役割であり、周辺環境にも配慮したデザインが求められます。特に、宮島口地区は地域住民のほか、来訪者も多くみられるエリアであることから、案内誘導のために必要な情報を的確に伝えるとともに、国際的な観光・交流機能を持つ「世界遺産交流ゾーン」として、宮島らしい要素を踏まえた公共サインとすることが必要となります。

そのため、わかりやすい公共サインの表記基準や標準デザインを設定することにより、サインの設置主体や時期等が異なっても、宮島口地区全体の景観の維持に繋げるほか、誘導先の名称についても統一化を図ることで、情報を明確に提供でき、適切な案内誘導が可能となる公共サインを目指します。また、宮島口地区特有の施設等についてはオリジナルピクトグラムの導入を検討するなど、宮島の玄関口にふさわしい公共サインの導入を推進します。

#### 【取組方針】

- ・宮島口地区の公共サインの標準となる言語、書体、文字の大きさ等、各サインの表記基準の設定
- ・主要な誘導先（施設等）における名称の統一化
- ・宮島口地区特有の施設等におけるオリジナルピクトグラムの導入検討 等

---

### 目標 4 まちづくりの展開に合わせたサインの導入

---

宮島口地区における今後の主要な整備計画として、広電宮島口駅周辺やロータリー部の整備、宮島口旅客ターミナルに隣接した大しゃもじ広場（緑地）整備、道路の美舗装化、遊歩道の整備など、様々な計画が予定されています。

これらの整備計画を、観光交流拠点としての活性化を図る契機として捉え、従来の通過型から滞在型へと変換させ、宮島口地区の回遊性を向上させるため、まちづくりの展開に合わせた段階的なサインの導入を推進します。

#### 【取組方針】

- ・今後の整備計画を踏まえた施設名称やピクトグラム等の基準の設定
- ・まちづくりの展開と併せた段階的なサイン整備 等

---

### 目標 5 エリア全体の質向上に向けた適切な維持管理

---

宮島口地区では、設置後に長期間放置されたままとなり、的確に情報を伝えることが出ていないサインや、設置主体が異なることによるメンテナンス体制が確保できていないことが課題として挙げられています。

そのため、公共サインの最新情報を把握できるデータベースの適切な維持管理手法を導入するとともに、地域住民主体のまちづくり活動（エリアマネジメント）との連携についても検討することで、地域と連動したサインの効果的・効率的な維持管理について取り組みます。

**【取組方針】**

- ・宮島口公共サインデータベース（仮称）による継続的に情報を蓄積・管理できる仕組みの構築
- ・点検チェックシートを用いた適切な維持管理手法の導入
- ・エリアマネジメントも考慮したメンテナンス体制の構築 等

## 2-3 サインシステム

来訪者や地域住民に適切な情報を提供するためには、歩行者の移動パターンを踏まえたサインの配置の型（サインシステム）の構築が必要です。そこで、歩行者の移動パターンを踏まえたサイン配置の基本形を踏まえ、A エリア及び B エリアにおけるサインシステムを設定します。

### (1) サインシステムの考え方

歩行者の移動パターンを踏まえたサイン配置の基本形は、「投網配置」「階層配置」「線条配置」の3形態に分けることができます。

#### 1) 投網配置

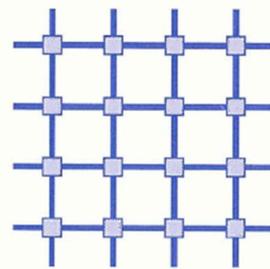
##### 【配置の特徴】

- ・行動の起点となる場所が複数存在し、また終点である目的地も多様であるエリアに対して、区域内にくまなく情報を配置する

##### 【揭示情報の特徴】

- ・来訪者等が自由にアクセスを行えるよう、対象地域内に同等の情報揭示する

行動の起点・終点とも不特定



#### 2) 階層配置

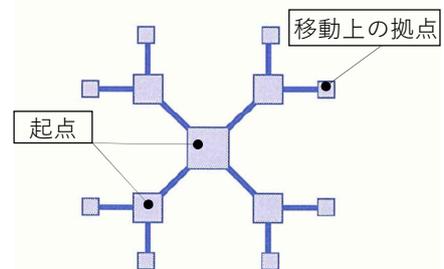
##### 【配置の特徴】

- ・主要鉄道駅周辺での移動など、起点が限られているエリアに対して、起点、終点、移動経路を想定し、不特定の終点に向かって情報を配置する

##### 【揭示情報の特徴】

- ・目的地に向かって段階的に情報量を減らしつつ、主要分岐点では、広域案内図や周辺案内図などの図解標識を揭示する

行動の起点を特定、終点は不特定



#### 3) 線条配置

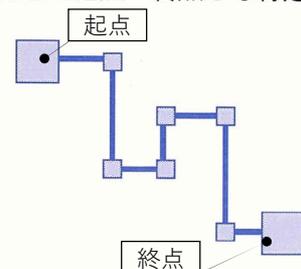
##### 【配置の特徴】

- ・行動起点と終点が明確な場合は、その間の要所に、迷わず終点に向かうために必要な情報を配置する

##### 【揭示情報の特徴】

- ・行動起点に、周辺案内図などの図解標識を揭示し、ルート上では指示標識によって目的地に誘導する。

行動の起点・終点とも特定



資料：歩行者のためのコミュニティーサインを基に作成

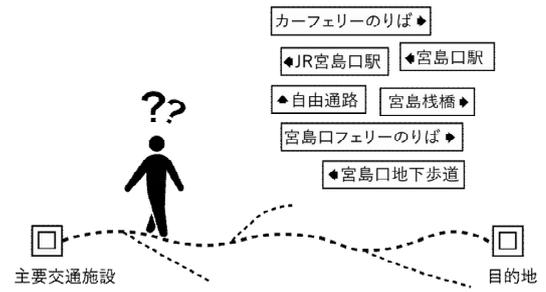
## (2) 宮島口地区におけるサインシステム

現在の宮島口地区では、JR 宮島口駅及び広電宮島口駅から宮島口旅客ターミナルを結ぶルートが主要な動線となっていますが、サインの内容や配置の煩雑さにより、来訪者が迷いやすいことや、通過型の行動が主であることが課題となっています。

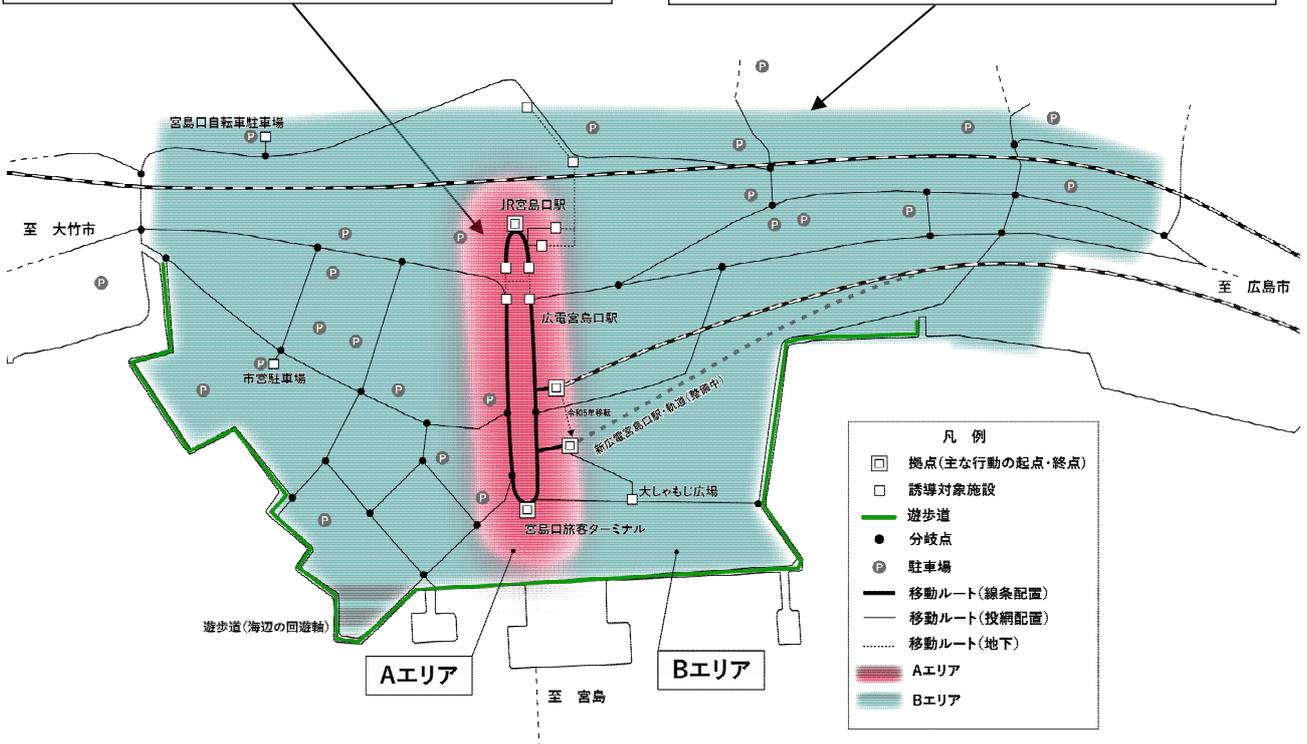
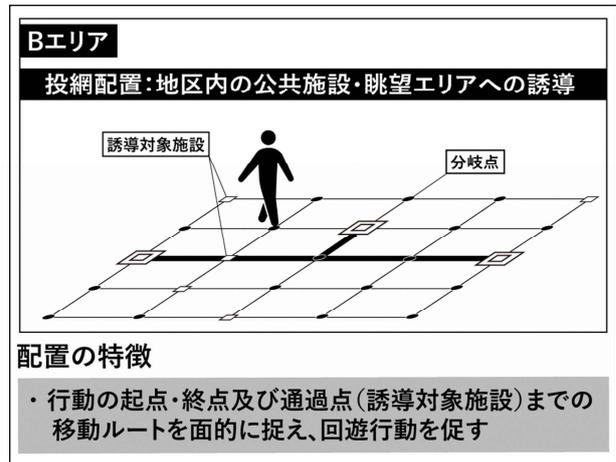
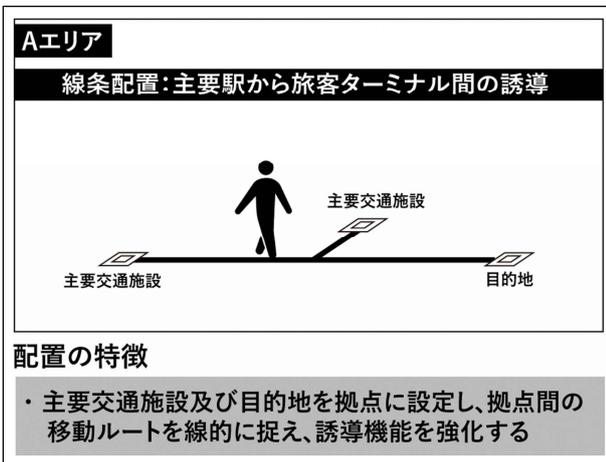
そこでAエリアについては、主要な行動の起点・終点である JR 宮島口駅、広電宮島口駅、宮島口旅客ターミナルを「拠点」に位置づけ、「線条配置」の考え方にに基づき拠点間の情報配置を見直すことで、線的な誘導機能の強化を図ります。また、Bエリアについては、面的なシステムとして「投網配置」の考え方を採用し、分岐点に適切な情報を配置することで回遊性を促し、滞在型の行動への転換を図ります。

なお、本計画における誘導先は公共施設に限られますが、回遊性の向上を目指すため、民間事業者との連携についても適宜検討します。

### ■ サインによる案内誘導の現状



### ■ 宮島口地区におけるサインシステムの考え方



## 第3章 サインの表示に関する基準

宮島口地区全体（Bエリア）におけるサインの表示の共通事項として、表記基準を設定します。

### 3-1 表記基準

サインの表示部分は、情報伝達というサインの主要な機能を担うことから、わかりやすく情報を表現するために、情報内容の共通性に応じて、表示デザインの統一化を図る必要があります。

そこで、いずれのサインにおいても共通事項となる、掲出名称や文字（言語、書体、大きさ）、ピクトグラム、色彩、地図に関する表記基準を設定します。

#### (1) 掲出名称

##### ■ 基本的な考え方

- ・誰もが分かりやすく迷わないサインづくりのため、掲出名称の統一化を図ります
- ・来訪者を対象とした案内・誘導サインにおける誘導先の名称について表現の統一化を図ります
- ・誘導先の名称については、宮島口地区や宮島等の周辺地域の記載内容を考慮するものとします

#### 1) 誘導先一覧

各種公共サインで表示する誘導先（起点・終点等）の名称の一覧を以下に示します。宮島口地区全体におけるサインの質の向上を図るため、民間施設や地域住民への注意喚起など、民間サインの表示内容も対象にし、サインへの表記内容の統一化を推奨します。

なお、本計画に掲載が無いものについては、基本的な考え方に則り、個別に検討します。

分類	日本語表記	英語表記
拠点	JR 宮島口駅	JR Miyajimaguchi Station
	宮島口旅客ターミナル	Miyajimaguchi Ferry Terminal
	広電宮島口駅	Hiroden-Miyajimaguchi Station
誘導対象施設	大しゃもじ広場	Oshamoji Square
	遊歩道(海辺の回遊軸)	Seaside Promenade
	宮島口自転車駐車場	Miyajimaguchi Bicycle Parking
	市営駐車場	Municipal Parking
	JR 宮島口駅（宮島口旅客ターミナル） 方面行きエレベーター	Elevator to JR Miyajimaguchi Station /Miyajimaguchi Ferry Terminal
	JR 宮島口駅（宮島口旅客ターミナル） 方面行き地下道入口	Underpass to JR Miyajimaguchi Station /Miyajimaguchi Ferry Terminal
	JR 宮島口駅南北自由通路	North-South Pedestrian Walkway at JR Miyajimaguchi Station /Miyajimaguchi Ferry Terminal
民間施設等	きっぷうりば	Ticket Office
	タクシーのりば	Taxi stand
	宮島行きカーフェリー乗場	Car Boarding Gate to Miyajima

## (2) 文字

### 1) 言語

#### ■ 基本的な考え方

- ・表示言語の選択にあたっては、サインの表示スペースが限られていることや表示面の分かりやすさを考慮し、日本語と英語（ローマ字）の2か国語表記を基本としますが、必要に応じて韓国語や中国語等を併記するものとします
- ・文字表記に合わせて、効果的にピクトグラムを活用します
- ・表示内容を分かりやすいものにするため、正式名称や通称、愛称などから適切なものを選択し、簡略化を図ります
- ・英語表記においては、表音の英語表記は、ヘボン式ローマ字を使用します（表音表記の頭文字は大文字とします）

#### ① 表示言語の選択

本市における訪日外国人観光客はフランス、アメリカ、スペイン、イギリスといった欧米圏が上位を占めていることや、宮島口周辺施設における表示言語との親和性を考慮し、日本語と英語（ローマ字）の2か国語表記を基本とします。

一方で、来訪者や施設の特性（観光案内所等、訪日外国人の円滑な移動に貢献する施設等）や設置場所等の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると考えられるサインについては、中国語や韓国語、更にはその他の言語も含めて表記を行います。その場合は、サインが煩雑とならないように留意するものとします。

また、ピクトグラムで必要な情報を伝えることができる場合は、外国語併記の必要性を十分検討します。

#### ■ 多言語対応の基本ルール

“多言語対応の対象となる情報” の種類		対象施設		
		基本ルール	外国人の来訪者数や誘致目標等、施設特性や地域特性の観点から、英語以外の表記の必要性が高い施設	専ら地域住民の用に供されている施設等
<b>本計画の対象</b>				
名称・標識・サイン・情報系	<b>禁止・注意を促す (タイプA)</b> (例) ・立入禁止、危険 ・禁煙、飲食禁止 ・非常時等の情報提供	日本語 # 英語	日本語 # 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
名称・案内・誘導・位置を示す (タイプB)	(例) ・駅名表示 ・路線図、停車駅案内 ・施設名称表示 ・駅構内図の表記 ・乗車券・入館券 ・ICカードの使い方	日本語 # 英語	日本語 # 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
解説系 (タイプC)	(例) ・展示物の作品解説 ・展示テーマの解説 ・展示会全体の解説	日本語 # 英語	日本語 # 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語

#: 併記を行うことを基本とする

#: 視認性や美観に問題がない限り、表記を行うことが望ましい

資料：観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン

## ② 日本語の表記方法

日本語の表記は、以下に示す表記基準を踏まえ、原則として国文法、現代かなづかいとし、数字は算用数字を基本とします。

また、施設や通りの名称については、移動等の手がかりとなる施設や来訪者の多い施設等を掲載するとともに、簡潔な表現とするために、正式名称だけでなく、通称や愛称等から適切なものを選択します（表記内容の統一にあたっては、「掲出名称」を参照）。

### ■ 日本語表記の基準

基準となる事項	
●原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行う ただし固有名詞においてはこの限りではない	
●施設の名称等は以下の項目を考慮し、適切でわかりやすい表記を行う	
・表示面の煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略できる部分を省略する	HIRODEN-etto ⇒ etto
・正式名称の他に通称がある場合は、地域において統一した名称を使用する	巖島 ⇒ 宮島
・アルファベットによる名称が慣用化されている場合はそれを用いても良い	JR 西日本宮島フェリー ⇒ JR フェリー
・類似の施設があり、混乱を招く可能性がある場合は、正式名称を用いる	宮島日栈橋 ⇒ 宮島口旅客ターミナル 宮島口駅 ⇒ JR 宮島口駅/広電宮島口駅
●数字の表記は、以下の項目を原則とする	
・原則として算用数字を用いる（固有名詞として用いる場合はこの限りではない）	4月1日
・～丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する	宮島口一丁目
●地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行う	<sup>みせん</sup> 弥山原始林
●紀年は西暦により表記し、必要に応じて日本年号を付記してもよい	2021年/2021年（令和3年）

資料：歩行者のためのコミュニティサインを基に作成

### ③ 英語の表記方法

英語の表記は、以下に示す表記基準に従い、原則として、固有名詞部分はヘボン式ローマ字で表記し、普通名詞部分は英訳（適切なスペルや語法）を使用します。

#### 英語表記の基準

基準となる事項	
●固有名詞の表記方法は、以下の事項を原則とする ・表音の英語表記は、ヘボン式ローマ字を用いる	⇒ ta chi tsu te to
●普通名詞部分を含む固有名詞の表記方法は、以下の事項を原則とする ・普通名詞部分以外の表音を表記するとともに、普通名詞部分は表意を表記する	⇒ 宮島口旅客ターミナル ⇒ Miyajimaguchi Ferry terminal
・普通名詞部分を切り離すと意味をなさない場合は、全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記する	⇒ 包ヶ浦 ⇒ Tsutsumi-ga-ura Inlet
・神社仏閣については、全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記する	⇒ 厳島神社 ⇒ Itshkushima-jinja Shrine
・発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や○が重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れる	⇒ 広電宮島口駅 ⇒ Hiroden Miyajima-guchi Station
・スペース、視認性の観点等から略語を用いることが適当と考えられる場合は、略語を用いる。	⇒ Station ⇒ Sta.
●普通名詞の表記方法は、以下の事項を原則とする ・普通名詞の表音を表記する際、必要に応じてイタリックで表記することができる	⇒ <i>Miyajimaguchi</i>
・日本の文化を正しく理解するために読み方を伝えることが必要である場合は、対訳の有る無しに関わらず、表音表記をした後、表意を示す	⇒ Torii-Gate Noren (Traditional shop curtain)
・表音表記の頭文字は大文字とする	
・外国語由来の場合は言語を英語訳して表記する	⇒ エレベーター ⇒ elevator

資料：観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドラインを基に作成

留意事項：ヘボン式ローマ字のつづり方

日本語音					ヘボン式ローマ字つづり				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や	ー	ゆる	ー	よ	ya	—	yu	—	yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	ー	ー	ー	ー	wa	—	—	—	—
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

資料：観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン

- ・はねる音「ン」は n で表すが、m、b、p の前では m を用いることができる。
- ・はねる音を表す n と次にくる母音字又は y とを切り離す必要がある場合には、n の次に「-」（ハイフン）を入れる。
- ・つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次に ch がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。
- ・長音は母音字の上に「-」（長音符標）をつけて表すことができる。長音が大文字の場合は母音字を並べることができる。
- ・特殊音の書き表し方は自由とする。
- ・文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。
- ・意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「-」（ハイフン）を入れることができる。

## 2) 書体

### ■ 基本的な考え方

- ・ 可読性（読みやすさ）、判別性（見分けやすさ）、誘目性（目につきやすさ）に優れた書体であることを前提とします
- ・ 宮島口地区におけるサインの統一感を高めるために、宮島口旅客ターミナルや JR、広島電鉄で使用されている書体を考慮した書体を設定します
- ・ デジタルサイネージ等のディスプレイに使用する書体は、運営主体はフォントの権利を所有する必要があるため、無償利用が可能な書体を基準として設定します

### ● 基本書体

JR や広島電鉄のサインでも用いられている和文書体と英文書体に加え、中国語・韓国語表記については宮島口旅客ターミナルで用いられている Adobe 社が開発したグローバルフォントを基準とします。

和文	モリサワ 新ゴ M <b>宮島口ならではのサイン計画</b>
	新ゴ R <b>宮島口ならではのサイン計画</b>
欧文	Frutiger LT 65 Bold <b>ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz01123456789-./@</b>
	Frutiger LT 55 Roman <b>ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ abcdefghijklmnopqrstuvwxyz01123456789-./@</b>

● **ディスプレイ書体**

デジタルサイネージ等のディスプレイに使用する書体は運営主体がフォントの権利を所有している必要があるため、基本書体と親和性がありつつ、無償利用が可能なゴシック系書体をメイン書体とします。

サブ書体については、表示内容の特性に応じて、メイン書体と同じシリーズの明朝系の書体を使用します。

■ **メイン書体（源ノ角ゴシックファミリー）**

Adobe 社が開発したグローバルフォントであり 5ヶ国語すべてにおいて統一感があるため、多くの国から人が訪れる宮島口としてのホスピタリティの醸成にも寄与します。

和文	宮島口ならではのサイン計画
英文	Signage plan unique to Miyajima-guchi
簡体字	宮島口特有的标识计划
繁体字	宮島口特有的標識計劃
韓国語	미야지마구치 특유의 사인 계획

■ **サブ書体（源ノ明朝ファミリー）**

メイン書体と同じシリーズの明朝系の書体で、和の雰囲気を出す場合などに用いることとします。

和文	宮島口ならではのサイン計画
英文	Signage plan unique to Miyajima-guchi
簡体字	宮島口特有的标识计划
繁体字	宮島口特有的標識計劃
韓国語	미야지마구치 특유의 사인 계획

### 3) 文字の大きさ

#### ■ 基本的な考え方

- ・誘導サインや位置サインは、20m以上の視距離から確認できる文字高を原則とします
- ・案内サインについては、表示内容は4～5m程度またはそれ以下の視距離から確認できる文字高を原則とするとともに、見出しは、10m程度の視距離から確認できる文字高を原則とします

#### ① 視距離と文字高の基準

視距離が1m～30mの場合に、通常視認できる和文と英文の大きさを以下のとおり定めます。

誘導サインや記名サインは、離れた場所から視認するため、視距離を20m以上とします。

案内サインについては、4～5m程度またはそれ以下の視距離とし、見出しは、遠くからサインの位置を視認するために必要な情報であるため、視距離を10m程度とします。

なお、文字高は、日本語では「木」の高さ、アルファベットでは「E」の高さとし、過度な長体化は避けることとします。

#### ■ 視距離と文字高の基準

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

#### ■ 文字高の基準

和文文字高		のりば 出口
英文文字高		Gates Exit

資料：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインを基に作成

#### ② 地図に表記する文字及びピクトグラムの大きさ

地図は複数の情報が記載されるため、文字の大きさは、案内誘導における情報の重要度を踏まえたものとし、また、視覚的に情報を伝えるピクトグラムは、英語の3倍以上の大きさとし、

#### ■ 案内サインにおける文字とピクトグラムの大きさの基準

表示施設	ピクトグラム	和文	英文	サイズ基準
凡例部	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例
区市町村名	なし	18.0mm	14.0mm	特大サイズ
案内所、役所、博物館等	21.0mm	9.0mm	7.0mm	大サイズ
郵便局、商業施設 病院、踏切等	16.5mm	7.0mm	5.5mm	中サイズ
町名、丁名等				
番地等	なし	なし	5.0mm	小～中サイズ
橋梁、交差点、バス停等	12.0mm	5.0mm	4.0mm	小サイズ

資料：観光活性化標識ガイドラインを基に作成

### (3) 記号（ピクトグラム）

#### ■ 基本的な考え方

- ・限られたスペースで簡潔に情報を伝える必要があることから、「標準案内用図記号ガイドライン 2021」に基づいたピクトグラムの使用を基本とします
- ・標準案内用図記号にない施設については、必要に応じて、基本的な概念を変えない範囲で図形を編集して用いることとします

#### 1) ピクトグラムの基準となるガイドライン

ピクトグラムは、抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つであり、幅広い年齢層や外国人にも、直感的に施設の機能や意味を伝えることができます。サインでは、限られたスペースで、簡潔に情報を伝える必要があることから、「標準案内用図記号ガイドライン 2021」に基づいたピクトグラムを積極的に使用することとします。

なお、標準案内用図記号にない施設については、来訪者が頻繁に使用する等の理由で、ピクトグラムの必要性が高い場合のみ、基本的な概念を変えない範囲で図形を編集して用いることとします。

#### ■ 標準案内用図記号の一例



資料：標準案内用図記号ガイドライン 2021

#### 2) ピクトグラム使用の留意点

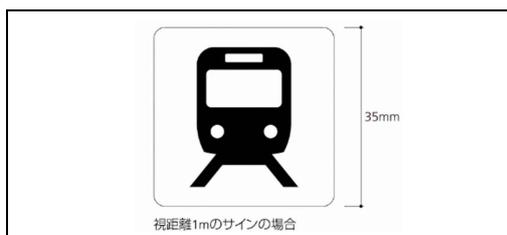
地図上にピクトグラムを配置する際、背景の色彩によって読み取りづらくなる場合は、記号の図の色と背景の色を反転させて使用することとします。

標準案内用図記号の最小寸法は、十分な視認性を確保するため、視距離 1m のサインに用いる場合は 35mm 角とします。

#### ■ ピクトグラムの色変更の例



#### ■ ピクトグラムの寸法の基準



資料：標準案内用図記号ガイドライン 2021

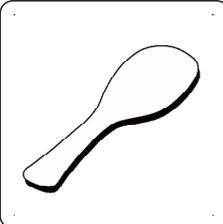
### 3) 宮島口地区オリジナルのピクトグラム

宮島口地区では、今後「大しゃもじ広場」や「遊歩道（海辺の回遊軸）」の整備が予定されており、これらは、従来の通過型から滞在型への転換を目指すための重要な誘導先と言えます。

そこで、より多くの来訪者に興味を持ってもらう一つの契機として、オリジナルピクトグラムの使用を推奨します。オリジナルピクトグラムは、「標準案内用図記号ガイドライン 2021」に基づいたピクトグラムを参考とし、遠くからでも視認できるシンプルで分かりやすいデザインを基本としています。

#### ① 大しゃもじ広場

- ・「大しゃもじ」の名称をイメージしやすいデザイン（推奨案 1、推奨案 2）
- ・目的地を表すピンに見立てつつ、「広場」の空間を表現したデザイン（推奨案 3）

標準デザイン（公園）		
		
推奨案 1	推奨案 2	推奨案 3
		

#### (4) 色彩

##### ■ 基本的な考え方

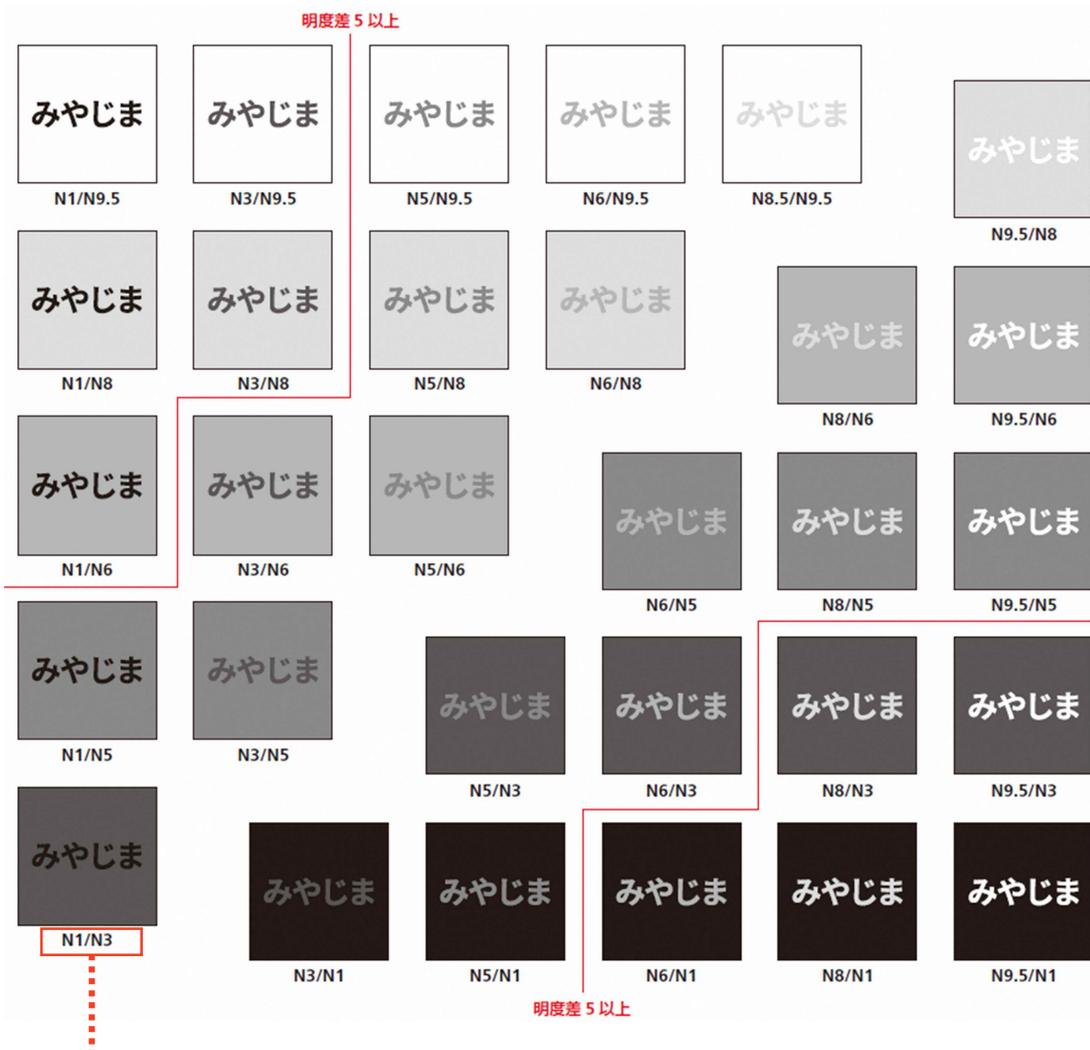
- ・「宮島口地区景観ガイドライン」における色彩基準に基づくことを原則とします
- ・サインの図色と地色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を大きくすること等により容易に識別できるものとします
- ・高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは原則使用しないこととします

#### 1) 図色と地色の明度差の確保

明度とは、色の「明るさ・暗さ」を表しており、明度が高くなると明るいイメージになり、逆に明度が低くなると暗いイメージになります。明度が高すぎると色がかすむため注意が必要となります。

文字や図の表示は、地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなるため、サイン表示においては、明度差が5以上になるように配慮することとします。

##### ■ 地色と図色の明度対比例



※マンセル値の明度は、反射率 0%の黒を N0、反射率 100%の白を N10 とし（N は newtral の頭文字）、N1～9.5 の範囲で色を表しています。

## 2) 色の組み合わせ

色の識別が行い難い、色覚異常のある方や高齢者に配慮した色の組み合わせとするため、見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）を確保した表示とします。

なお、色彩の選択に当たっては、分かりやすさに加え、景観に調和する美しい色彩であることを徹底します。

### ■見分けにくい色の組み合わせ



### ■見分けやすい色の組み合わせ



## (5) 地図

### ■ 基本的な考え方

- ・ 地図を掲載したサイン（案内サイン）は、市域全体の概略及び徒歩圏の詳細についての情報提供を目的とするため、観光客の行動起点等に必要に応じて設置します
- ・ 視距離を 50cm と想定した場合に地図全体を見渡せることを考慮し、地図面の大きさは 1m×1m 程度を原則とします
- ・ 距離表示を右下等に表示し、地図の表示範囲は、主地図、広域図とも地域の実情にあった適切な縮尺を設定するものとします

### 1) 地図の種類

地図の種類は、徒歩圏の詳細な案内を目的とする「周辺案内図」と市域全体の概略案内を目的とする「広域案内図」の 2 種類に大別できます。周辺案内図の範囲は 1~2km 四方、広域案内図の範囲は 5~10km 四方が基本となっています。

宮島口地区では、JR 宮島口駅から宮島口旅客ターミナルまでの直線距離が約 200m、景観重点区域の東西に位置する赤崎第 5 踏切から柿の浦第 4 踏切までの直線距離が約 700m であることから、宮島口地区の案内サインに掲載する地図は「周辺案内図」を主地図として表示し、主地図の位置関係が分かりやすいように、補足的に広域図を表示することとします。

なお、駅やターミナルにおいて広域の案内が必要な場合は、別途広域図を主地図として表示します。

### ■ 地図の種類

広域案内図	広域図	【範囲】 5~10km 四方 【縮尺】 1/5,000~1/20,000 【表示面の大きさ】 1m×1m程度（視距離を 50cm と想定） 【目的】 市域全体の概略案内
周辺案内図	主地図	【範囲】 1km 四方 【縮尺】 1/1,000~1/5,000 【表示面の大きさ】 1m×1m程度（視距離を 50cm と想定） 【目的】 徒歩圏の詳細な案内
	広域図	【範囲】 2km 四方 【縮尺】 1/8,000 【表示面の大きさ】 1m×1m程度（視距離を 50cm と想定） 【目的】 主地図の位置関係の案内

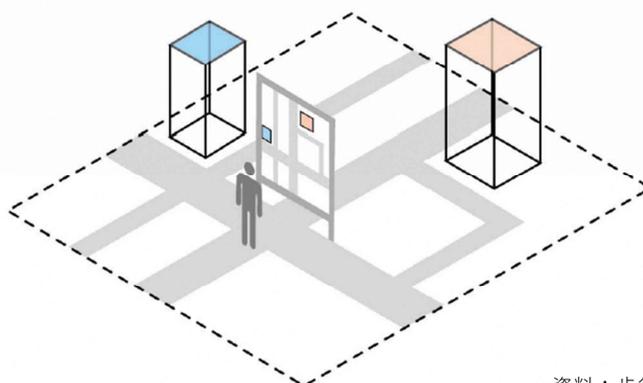
資料：歩行者のためのコミュニティーサイン、  
国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針を基に作成

## 2) 地図の掲示方向

地図の向きについては、利用者が地図を見て目的地までの経路をイメージしやすくするために、観光案内サインに向かって前方を上とします。

地図の表示にあたっては、行政区域で表示範囲が途切れることがないように留意が必要です。

### ■ 地図の掲示方向の考え方



資料：歩行者のためのコミュニティーサイン

## 3) 案内サインの表示内容

案内サインは、現在地とともに周辺施設の位置を把握するものです。多種多様な情報を総合的に表示することができますが、一方で情報が多く、表示範囲や縮尺、表現手法等を適切に選択する必要があります。

### ■ 表面

インフォメーションのピクトグラム※	標準案内用図記号のものを使用
案内するエリアの名称	板面上部のわかりやすい位置に配置
凡例	ピクトグラムに2言語表記とする
方位と縮尺	方位とスケールバーを表示 表示範囲は利用者の行動範囲に配慮し、直近の主要施設が表示されるよう柔軟に設定
案内図	現在地を中心に、主要施設が収まる範囲を表示
位置図	幹線道路、鉄道、河川等を簡略化して表現し、市域全体を表示し、現在地を赤枠で示す
現在地	和英併記で表示

### ■ 背面

インフォメーションのピクトグラム※	標準案内用図記号のものを使用
海拔表示	設置地点の海拔表示

※観光案内サインには、歩行者の視認性に配慮し「iマーク」を表示する。「iマーク」は“information”の頭文字をもとにした案内や情報提供を表すピクトグラムであり、世界各国で利用されている。案内サインの設置にあたっては、遠方や道路の反対側からでも案内サインの位置が認識できるよう、支柱の上部等に情報面と垂直に設置する。

※サイン配置により背面が隠れる場合には、必ずしも背面の情報を表示する必要はない。

#### 4) 案内図の表示イメージ

案内図は、目的となる施設と現在地の位置関係の把握や、目的地への行程を確認するために利用されます。宮島口地区内だけでなく、市域全体で案内図のデザインや表示内容の統一を図ることで、案内図であることの判別や記載内容の理解がしやすくなると考えられるため、色調等のデザイン及び記載内容については、廿日市市内に設置されている既設の公共サインのデザインを基本とします。

##### ■広域案内図の表示イメージ



##### ■周辺案内図の表示イメージ



##### ■色彩(近似色)

###### 広域案内図

KS-108	KS-121	KS-129	KS-134	KS-135	KS-137	KS-138
KS-142	KS-151	KS-N1				

###### 周辺案内図

KS-108	KS-114	KS-116	KS-120	KS-121	KS-129	KS-135
KS-137	KS-138	KS-140	KS-N1			

## 第4章 設置基準及び配置計画

宮島口地区全体のサインの設置基準を示すとともに、県道厳島公園線（JR 宮島口駅及び広電宮島口駅から宮島口旅客ターミナル間）を中心とした A エリアにおける配置計画を検討します。

配置計画については、前章の宮島口地区全体の表記基準や標準デザインを踏まえつつ、目的地までのわかりやすさや視認性に特化したデザインの作成や、場所の特性を踏まえた具体的な内容を立案します。

### 4-1 サインの設置に関する共通基準

#### ■ 基本的な考え方

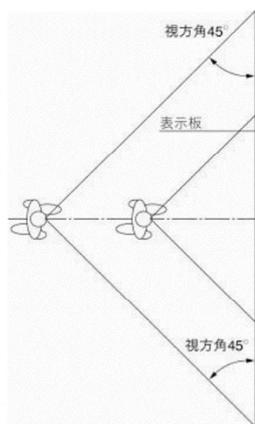
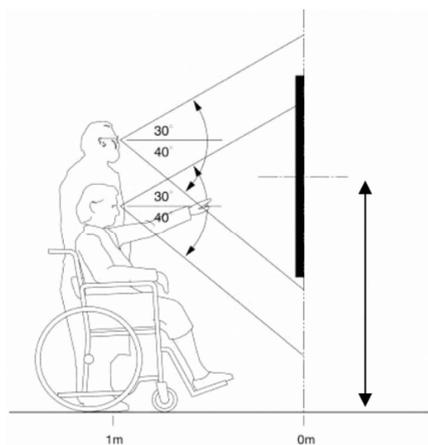
- ・サインの配置にあたっては、誰もが視認しやすい高さや幅に設置するものとします
- ・サインを設置する周辺の状況等を踏まえて適切な位置に配置するものとします
- ・案内サインは主に行動の起点や終点（目的地）、主要な分岐点に設置し、誘導サインは移動ルートや分岐点等に設置します

#### (1) 近くから視認するサインの掲出高さとは幅

掲出高さは、歩行者と車椅子使用者の双方にとって見やすい範囲に設置する必要があります。対面するものを見る場合、車椅子使用者が見やすい範囲は、立っている人よりおよそ 40cm 下がっているため、車椅子使用者の判読が可能な範囲を考慮し、地図の中心の高さは 125cm 程度を基本とします。

また、表示面の幅は、1m離れた位置から見渡せる範囲として、表示面の中心から上下左右 50cm 以内に抑えることを基本とします。

#### ■ 近くから視認するサインの掲出位置（左：表示面の高さ、右：表示面の幅）



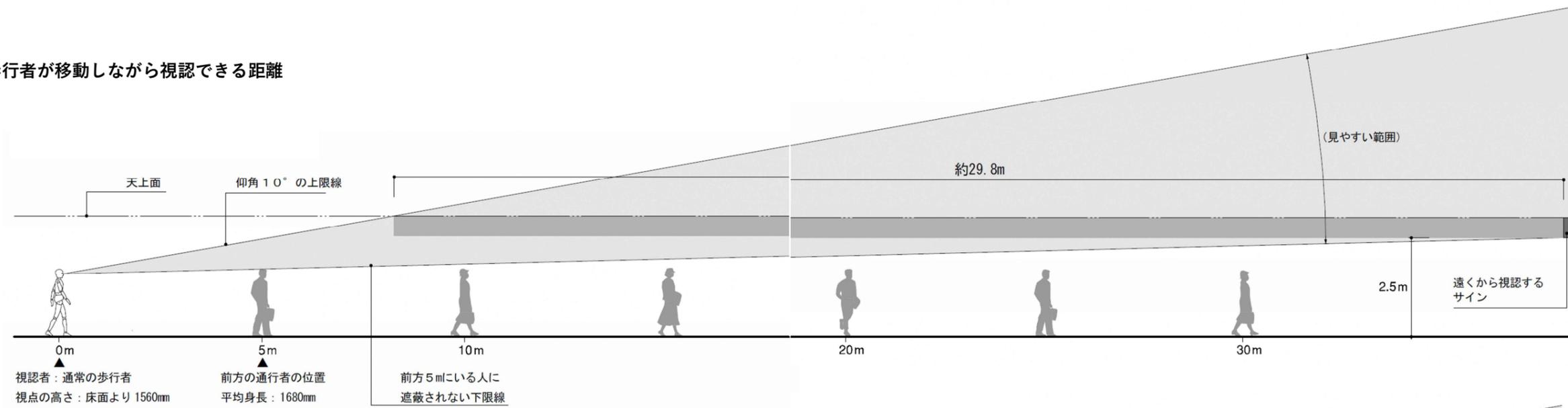
資料：観光活性化標識ガイドライン

## (2) 遠くから視認するサインの掲出高さ

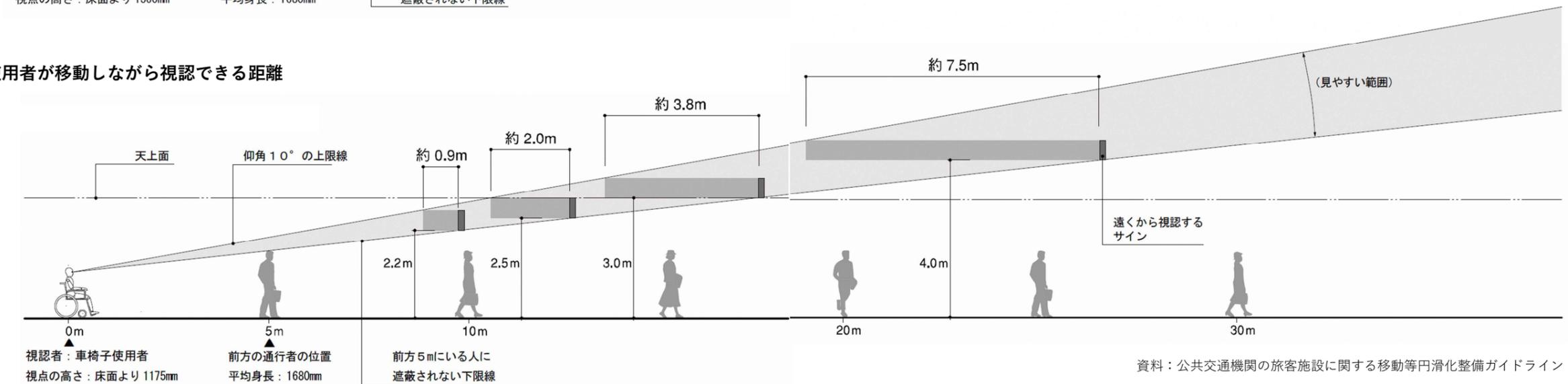
移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくく「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」では、「仰角（水平からの見上げ角度）10°より下が有効視野に入る範囲」とされています（視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいることを考慮すると、前方の通行者より上が遮蔽するものがない見やすい範囲となります）。

また、車椅子使用者の視点は低いため、見やすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭く、一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離及び時間は極端に小さくなります。そのため、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、視認想定位置から仰角10°より下の範囲内で、極力高くすることを基本とします。

### ■ 通常の歩行者が移動しながら視認できる距離



### ■ 車椅子使用者が移動しながら視認できる距離



#### 留意事項：車椅子使用者の視認距離と視認が可能な時間

・前方5mの位置に他の通行者がいると想定すると、車椅子使用者が器具天地50cmのサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを2.2m、2.5m、3.0mとした場合、それぞれ0.9m、2.0m、3.8m、7.5mとなり、視認が可能な時間に換算すると（移動速度を毎秒1.1mとして計算）それぞれ約0.8秒、1.8秒、3.5秒、6.8秒となる。

※通常の歩行者では、掲出高さが2.5mの場合は、視認できる距離は約29.8m、視認が可能な時間は約27秒である。

注1) 野呂影勇編「図説エルゴノミクス」1990（日本規格協会）では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲（有効視野）を、上方約8°と記述している。

注2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994による。車椅子の座面高はJIS T9201:1987「手動車椅子」の中型（400mm）とした



### (3) 設置位置

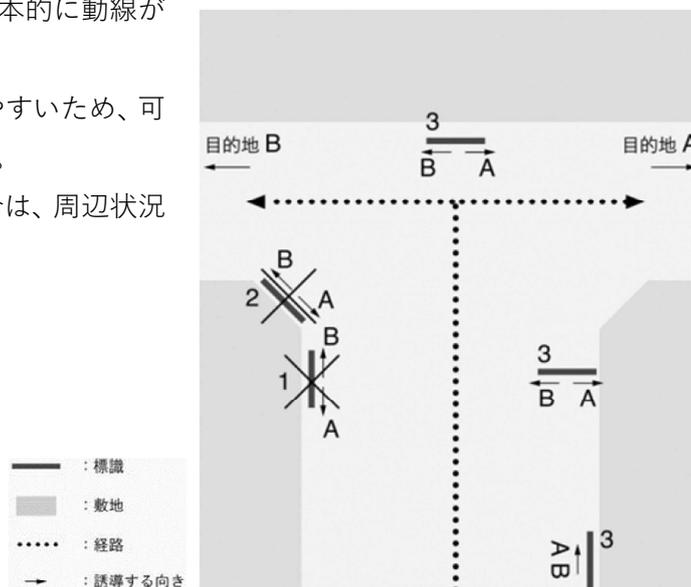
設置場所や表示の向きについては、来訪者の動線を考慮した上で、サインの存在が一見してわかること、通行の支障にならないこと、誤解されにくいこと等に留意して決定するものとします。

#### 1) 基本的な設置位置

案内サイン及び誘導サインについては、基本的に動線が分岐する箇所に設置するものとします。

右図の“1”や“2”の位置では方向が混乱しやすいため、可能な限り“3”の位置に設置するものとします。

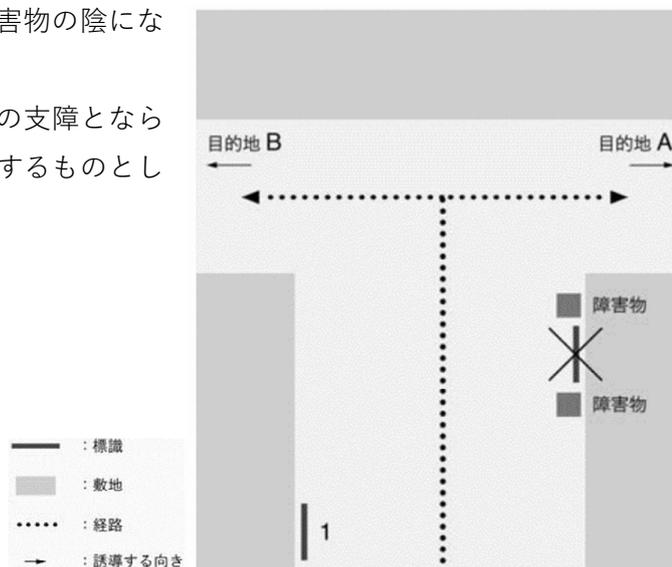
やむをえず“1”や“2”の位置に設置する場合は、周辺状況を十分に配慮するものとします。



#### 2) 障害物がある場合の設置位置

歩行者がサインを見つけやすいように、障害物の陰にならない“1”の位置に設置するものとします。

特に駅周辺等の人通りの多い場所では通行の支障とならないことを前提に、見つけやすい位置に設置するものとします。



資料：観光活性化標識ガイドライン

### (4) サインの向き

案内サインは、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない向きに配置します。

誘導サインや記名サイン等の表示面は、動線と対面する向きに掲出します。

動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置するものとします。

## 4-2 配置計画

### (1) 案内誘導の基本的な考え方

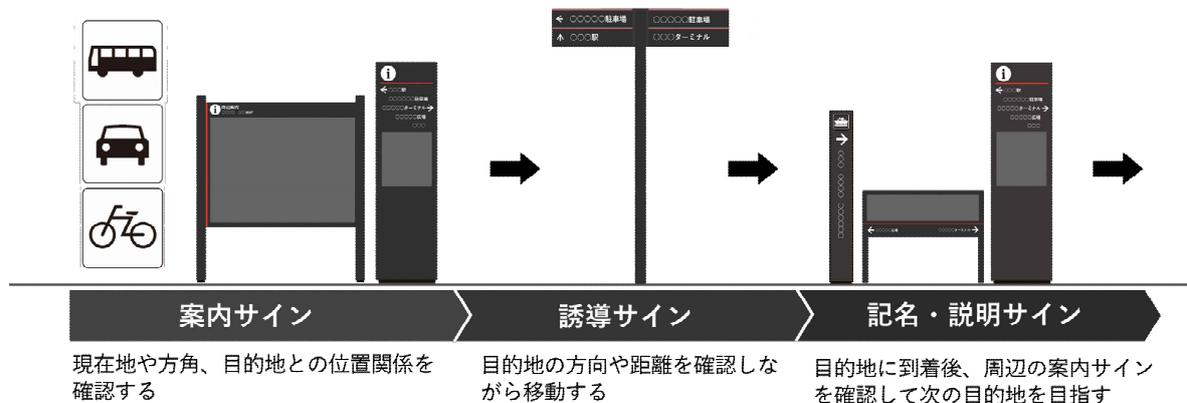
配置計画を検討するにあたり、サイン種別ごとの配置ルールに基づいた案内誘導の基本的な流れを整理します。

#### ■ サイン種別ごとの配置ルール

サイン種別	サインの形態	配置ルール	設置箇所の例
案内サイン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動の起点・終点となる施設の出入り口に設置し、現在地や周辺施設の位置等を示す</li> <li>・ 行動の起点・終点として特に重要な交通結節点には総合案内サインを設置し、その他は周辺案内サインを設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宮島口旅客ターミナル、JR 宮島口駅、広電宮島口駅（総合案内サイン）、市営駐車場、宮島口自転車駐車場（周辺案内サイン）</li> </ul>
誘導サイン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分岐点や行動の起点・終点の入り口に設置し、目的となる施設の方向や距離を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分岐点等</li> </ul>
記名サイン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導対象施設の出入り口に設置し、施設の名称を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大しゃもじ広場、遊歩道、市営駐車場、JR 宮島口駅南北自由通路等</li> </ul>
説明サイン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の誘導対象施設の周辺に設置し、眺望や施設の利用方法について説明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大しゃもじ広場、遊歩道</li> </ul>
規制サイン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断禁止箇所等において、案内誘導に必要な注意事項等を示す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国道2号線沿道、地下道出入口周辺等</li> </ul>

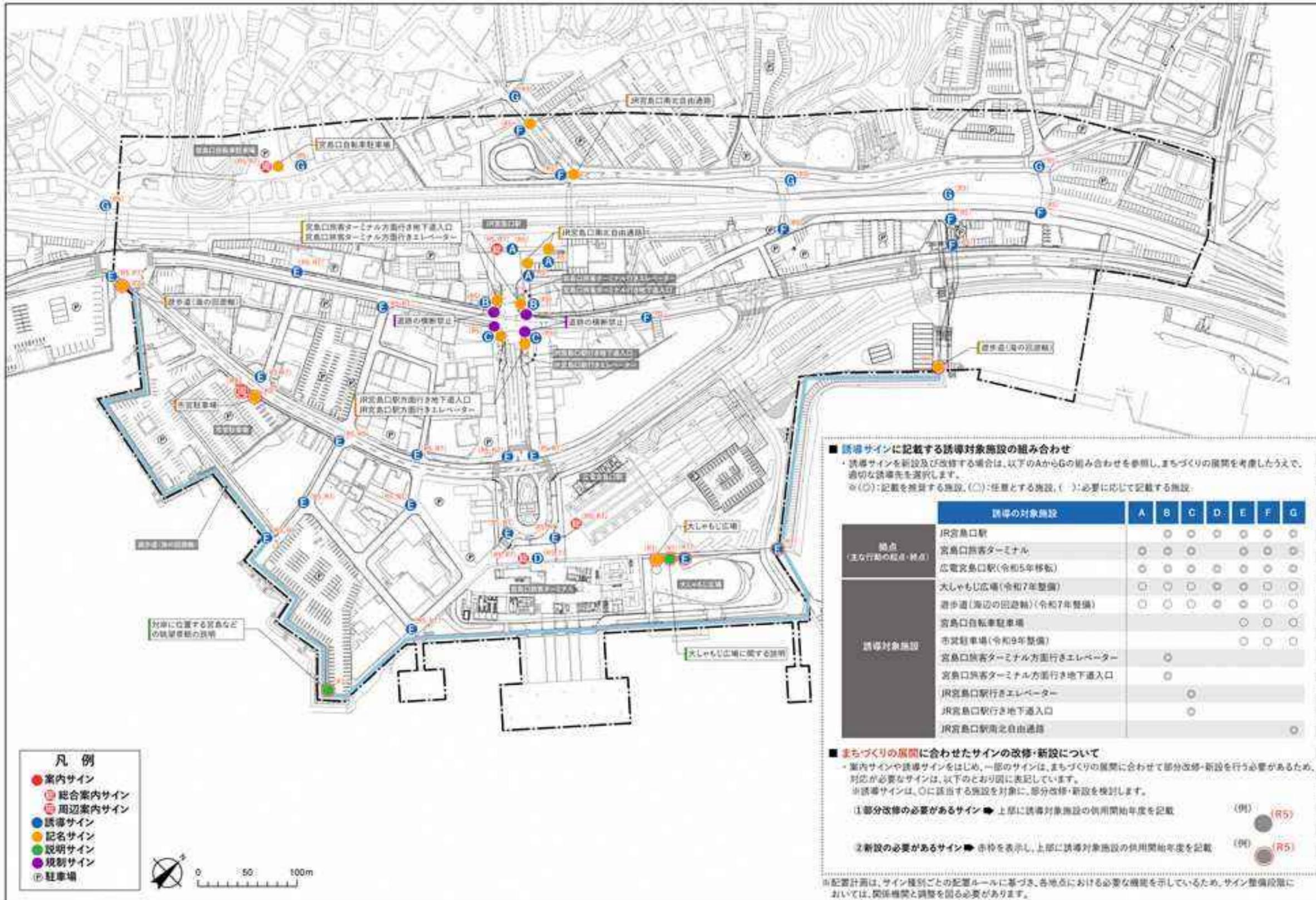
※規制サインは、既設サインのうち案内誘導に関わるものを配置計画の対象とします。

#### ■ 配置ルールに基づく案内誘導の基本的な流れ



## (2) 宮島口地区における公共サインの配置計画

宮島口地区全体を対象に、案内誘導の基本的な流れを踏まえたサインの配置を検討し、来訪者がエリア全体を回遊するために必要とされるサインの機能を示します。



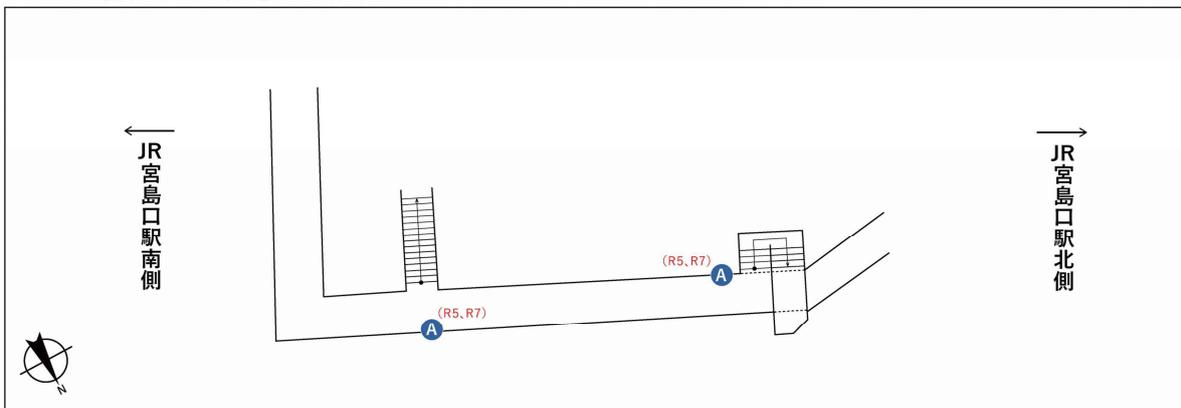


地下道の出入り口で来訪者が迷いやすい現状を鑑み、JR 宮島口駅南北自由通路及び地下歩道における適切なサインの配置を検討します。

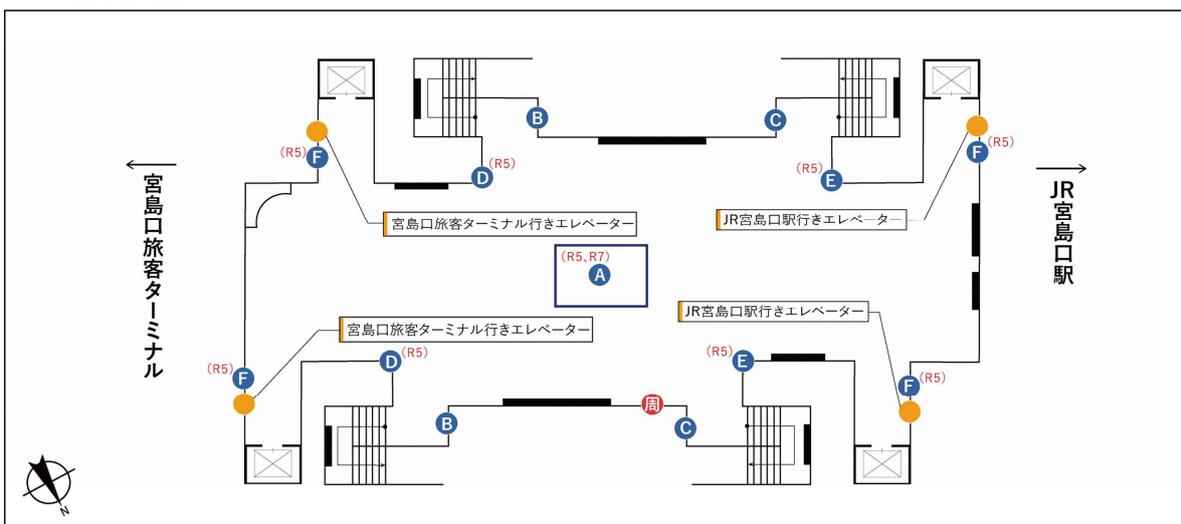
なお、JR 宮島口駅南北自由通路及び地下歩道におけるサインの配置は、推奨案として提示するものです。

## ■ 地下道における配置計画

### ■ JR宮島口駅南北自由通路



### ■ 地下歩道



#### 凡例

● 案内サイン (● 周辺案内サイン) ● 誘導サイン ● 記名サイン ● 説明サイン ● 規制サイン

#### ■ 誘導サインに記載する誘導の対象施設と記載パターン

- ・ 誘導サインを新設及び改修する際には、以下のAからFの組み合わせを参照し、周辺の環境等を考慮したうえで、適切な誘導先を記載します。
- ・ 記載を推奨する施設(◎)、任意とする施設(○)とします。なお空白の場合は必要に応じて記載します。

誘導の対象施設		A	B	C	D	E	F
拠点	JR宮島口駅	◎	◎		◎	◎	◎
	宮島口旅客ターミナル	◎		◎	◎	◎	◎
	広電宮島口駅(令和5年移転)	◎		○	◎	◎	◎
誘導対象施設	大しゃもじ広場(令和7年整備)	◎		○	○	○	○
	遊歩道(海の回遊軸)(令和7年整備)	◎		○	○	○	○
	宮島口自転車駐車場	○	○				
	市営駐車場(令和9年整備)	○					
	宮島口旅客ターミナル方面行きエレベーター				◎		
JR宮島口駅行きエレベーター					◎		

#### ■ まちづくりの展開に合わせたサインの改修について

- ・ 案内サインや誘導サインをはじめ、一部のサインは、まちづくりの展開に合わせて部分改修を行う必要があるため、対応が必要なサインは、以下のとおり図に表記しています。
- ※誘導サインは、◎に該当する施設を対象に、部分改修を検討します。

#### 部分改修の必要があるサイン

- ▶ 上部に誘導対象施設の供用開始年度を記載

(例) ● (R5)

※配置計画は、サイン種別ごとの配置ルールに基づき、各地点における必要な機能を示しているため、サイン整備段階においては、関係機関と調整を図る必要があります。

## 4-3 配置計画に基づくサインデザイン案

### (1) サインデザインの基本的な考え方

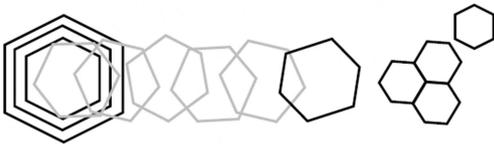
宮島口地区におけるサインの統一感を向上させること及び目的地までの案内誘導機能を強化させることを軸とし、関連して策定する「宮島口地区景観整備ガイドプラン」を踏まえた、サインの標準的なデザインを示します。

#### ■ 「景観整備ガイドプラン」における景観エレメントのデザインに関する基本事項

「世界遺産厳島神社にふさわしい「日本の参道」としての新しい和の美を創出する」

#### 【デザインの構造的基本単位】

厳島神社の神紋である亀甲紋(正六角形)



#### 【色彩】

伝統的で渋みのある色彩

ダークグレー	10YR2/1	
朱色	8.75R5/12	

#### ■ 標準デザインに関する基本事項

#### A エリアの方針

宮島口のシンボル軸として  
誰もが分かりやすいサインの導入

- ・シンボル軸としてBエリアのサインを基準としつつ、素材や塗装の質感の高質化を図ります。統一感のあるデザインは誘導機能の向上にも寄与します。

#### B エリアの方針

宮島口全体の価値向上に資する  
統一感のあるサイン

- ・景観と調和するシンプルさを重視しつつ、和の美の考え方に則して正六角形を取り入れ、筐体きょうたいの色はダークグレーとすることで、重厚な素材感が感じられるデザインとします。

アクセントカラーである朱色は誘目性(見つけやすさ)に優れることから、誘導機能の強化を図るため以下の考え方に基づいて各サインに組み込みます。

#### ①ポイントを示す縦線

目的地に到達するまでの案内や目的地そのもの、注意喚起等、来訪者が足を止めるポイントを示すサインには縦線を使用します。



#### ②ルートを示す横線

交差点や地下道等、目的地に向かって来訪者が通過するルートを示すサインには横線を使用します。



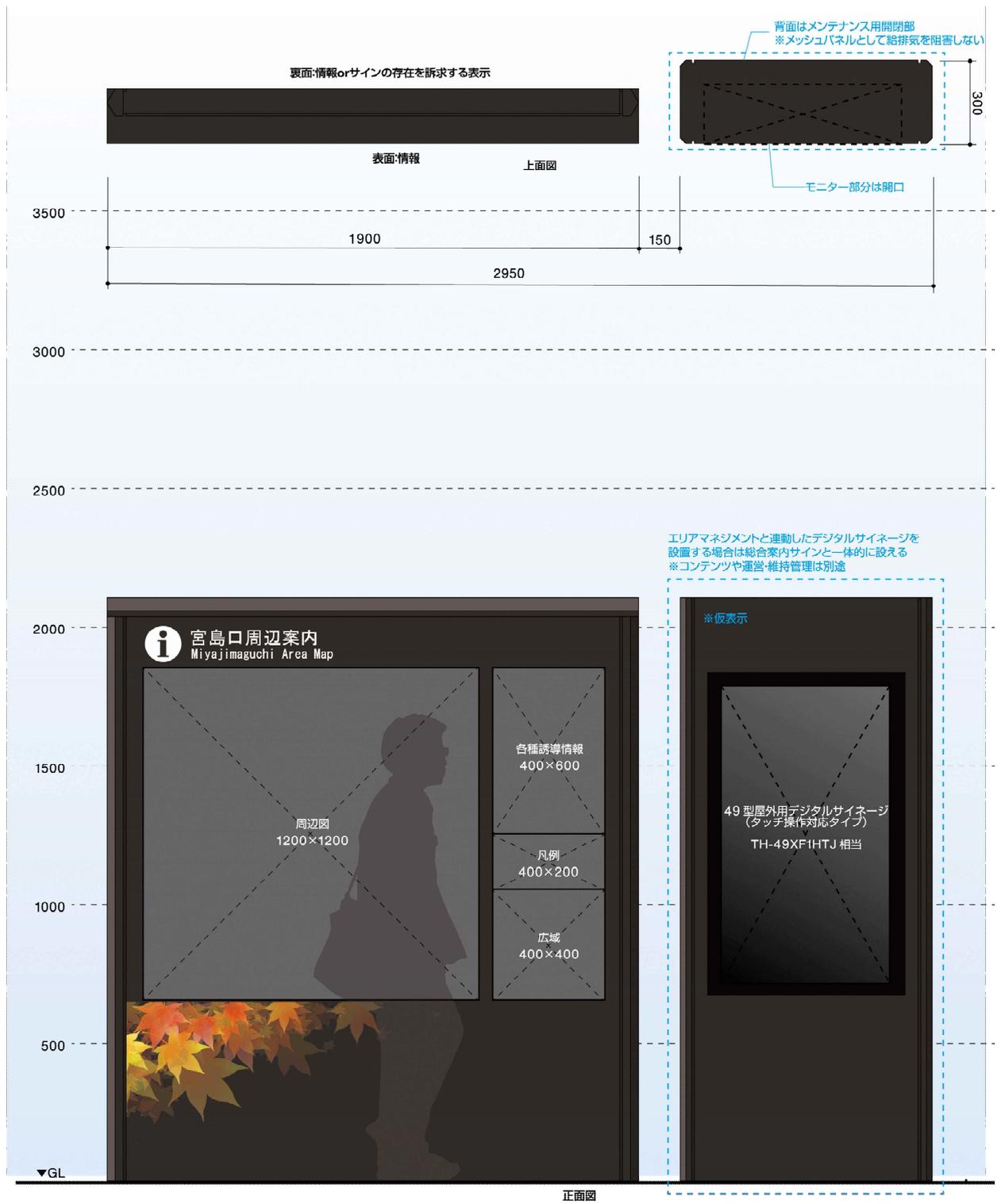
## (2) Aエリアにおける標準デザイン

JR 宮島口駅から宮島口旅客ターミナルを結ぶルートは、宮島口地区における主要な動線であることから、総合案内サインやウェルカムサイン等の設置が必要なエリアとなっています。そこで、Aエリアにおける総合案内サインは、上位計画の「宮島口地区景観整備ガイドプラン」に定められるデザインを基本とします。



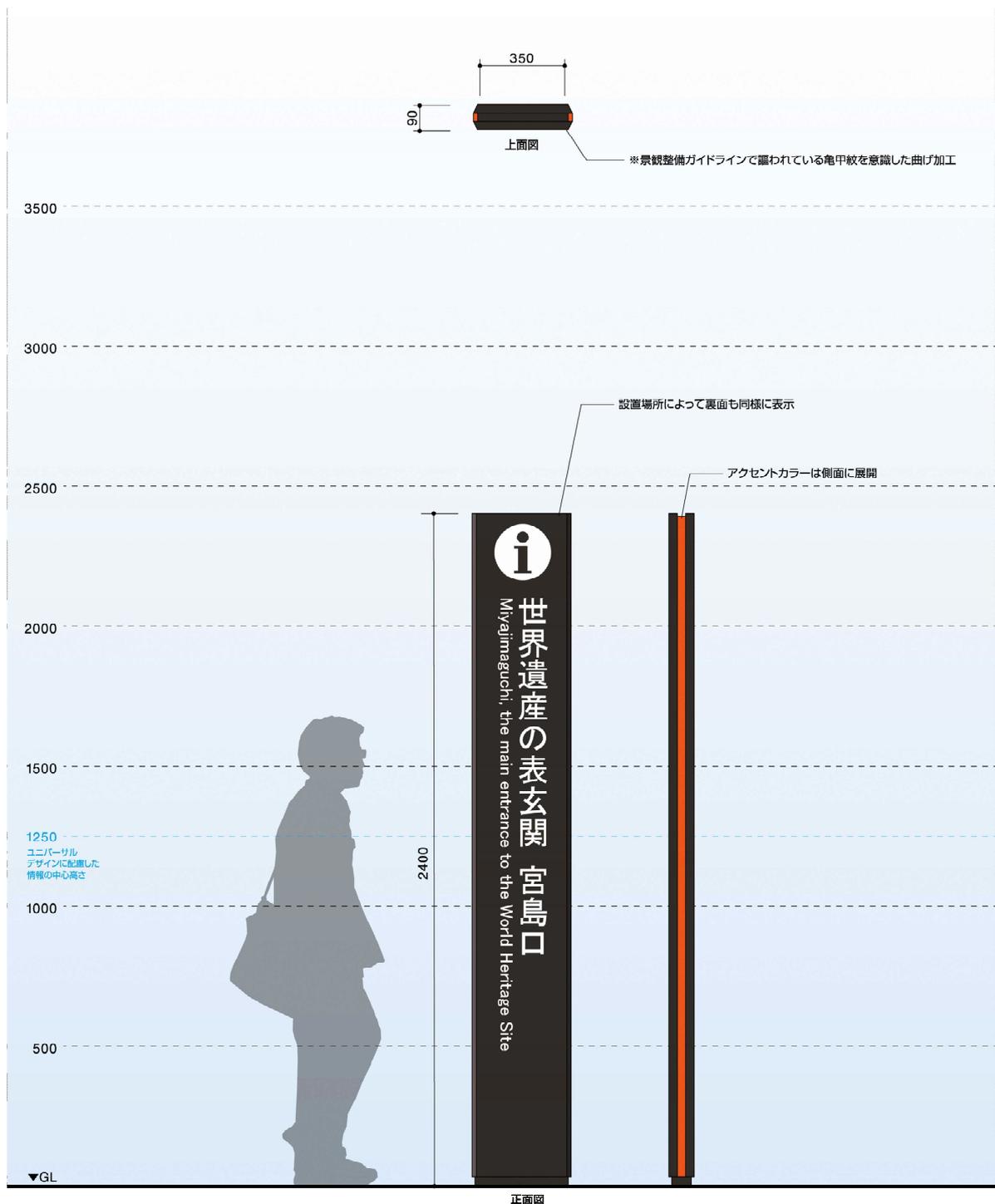
総合案内サイン(デジタルサイネージを併設する場合)

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合案内サインの設置後、状況に応じてデジタルサイネージを併設することを考慮し、案内サインとは個別にデジタルサイネージを設置できるデザインとします。</li> </ul>
<p><b>仕様</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筐体全体：st加工1.6t 指定色鋳物風塗装仕上げ</li> <li>アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>文字：sus 切文字貼 5t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>地図、グラフィック等：アルミ複合板 3t インクジェットシート巻込貼仕上げ（マットラミネート）</li> </ul>



**ウェルカムサイン**：主な行動の起点となる施設周辺に設置し、来訪者に宮島口地区等への到着を知らせるサイン

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合案内サイン及び周辺案内サインと組み合わせて設置する場合は、案内サインの誘目性を高めるため、インフォメーションマークを表記します。</li> <li>・具体的な記載内容は、整備段階に関係機関と協議のうえ検討します。</li> </ul>
<p><b>仕様</b></p>	<p><small>きょうたい</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・筐体全体：st加工1.6t 指定色鋳物風塗装仕上げ</li> <li>・側面アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>・文字等表示面：sus 切文字貼 5t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> </ul>



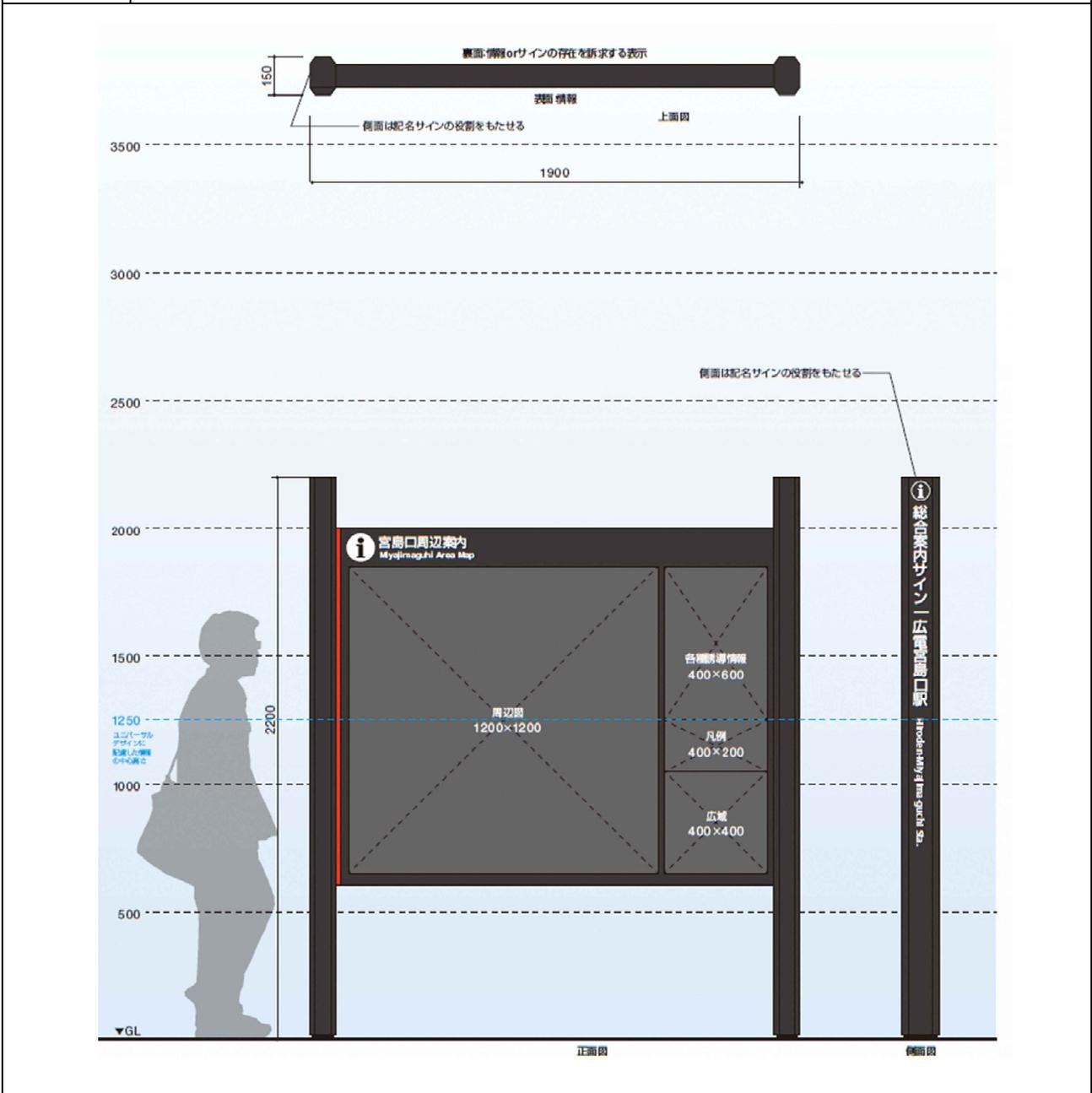
※ウェルカムサインに表示するキャッチコピーは、地域住民と協議し決定するものとします。

### (3) Bエリアにおける標準デザイン

宮島口地区内におけるサイン本体の標準デザインを設定します。本体寸法やレイアウトは標準デザインを基本としつつ、設置場所や既設サインの状況に応じて、適切な組み合わせを検討します。

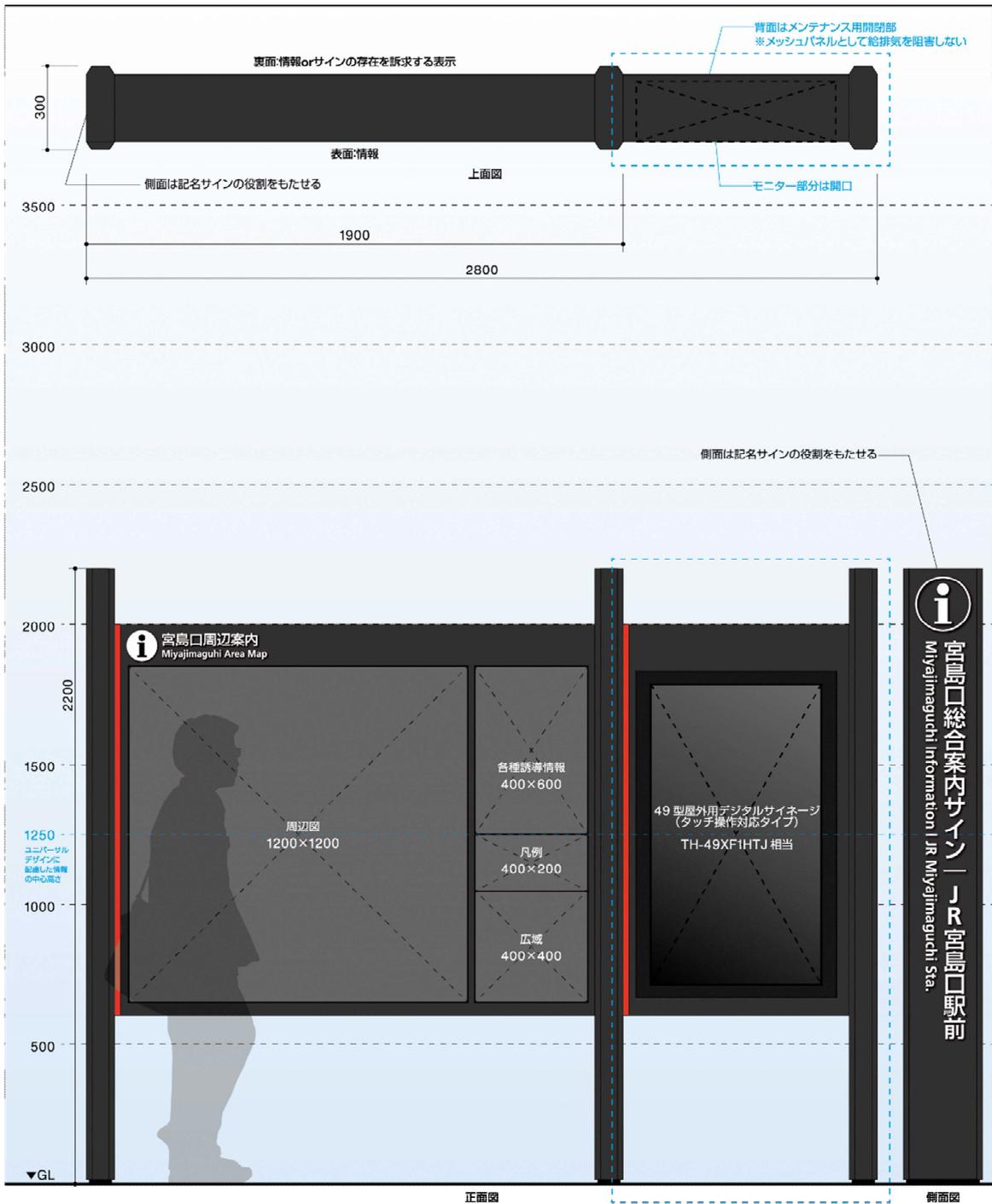
宮島口地区全体におけるサイン全体の統一感の向上を目的に、Bエリアでは景観と調和するシンプルさを重視したデザインを基本とします。

<b>総合案内サイン</b> ：主な行動の起点・終点となる施設周辺に設置する、最も情報量が多いサイン	
<b>概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エリア名称やメッセージを表記する場合を考慮し、側面は記名サインとしての役割を持たせられる幅を確保しつつ、景観を阻害しない大きさとします。</li> </ul>
<b>仕様</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>きょうたい 筐体全体：st加工1.6t 指定色焼付塗装仕上げ</li> <li>アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>文字：アクリル切文字貼 3t 又は塩ビシート切文字貼</li> <li>地図、各種情報部分：アルミ複合板 3t インクジェットシート巻込貼仕上げ（マットラミネート）</li> </ul>



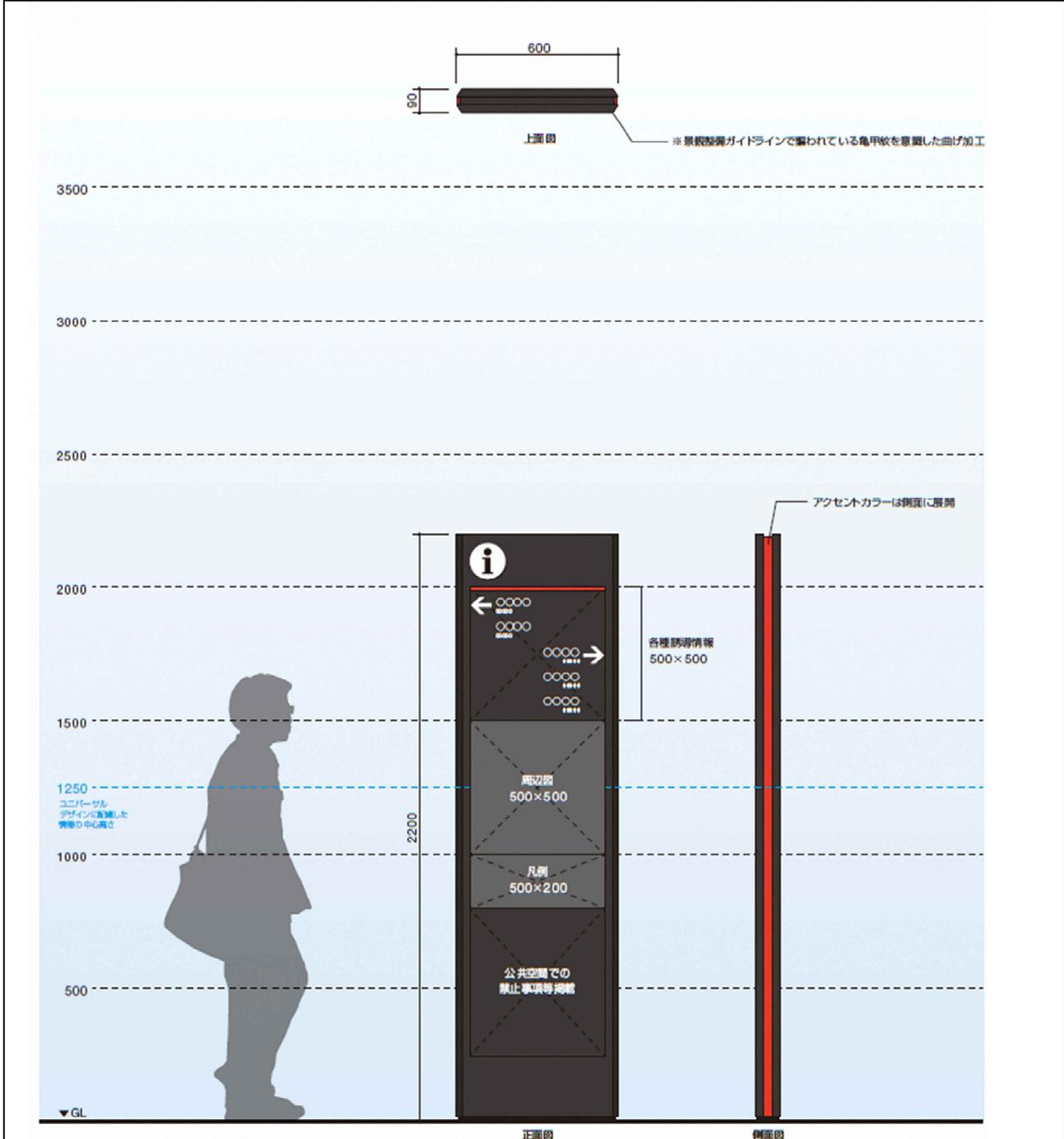
## 総合案内サイン(デジタルサイネージを併設する場合)

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルサイネージの電子パネルの厚みに合わせるため、サイン側面の幅が広がりますが、記名サインとして活用しつつ、景観を阻害しないようコンパクトなデザインに納めます。</li> </ul>
<p><b>仕様</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筐体全体：st加工1.6t 指定色焼付塗装仕上げ</li> <li>アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>文字：アクリル切文字貼 3t 又は塩ビシート切文字貼</li> <li>地図、各種情報部分：アルミ複合板 3t インクジェットシート巻込貼仕上げ（マットラミネート）</li> </ul>



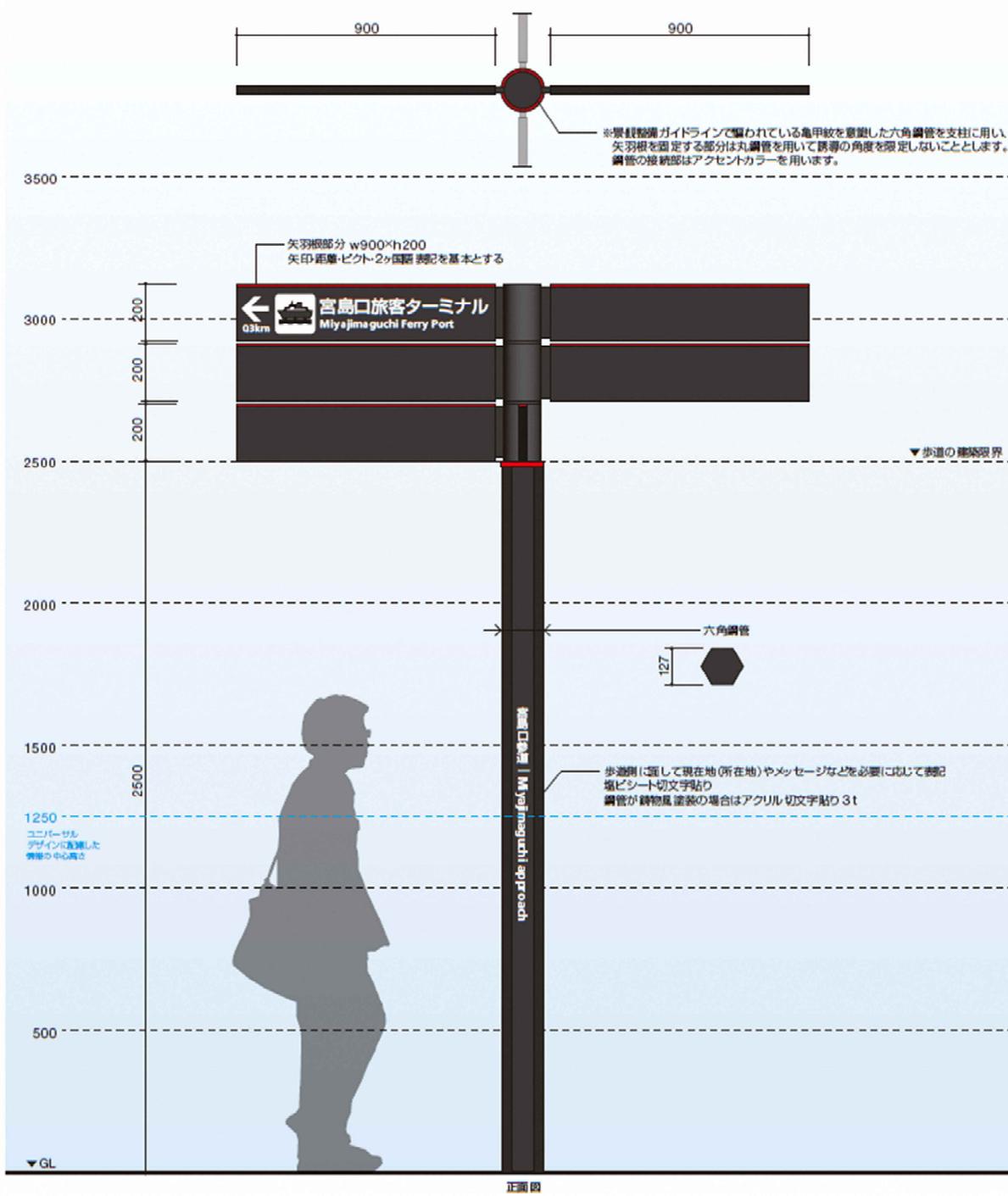
**周辺案内サイン**：行動の起点・終点となる案内誘導施設等に設置する、宮島口地区内を案内するサイン

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本は片面に情報を表示しますが、設置場所の状況に合わせて両面に同様の情報を表示することも検討します。</li> <li>・筐体は、エリア名称やメッセージを表示する際に活用することも可能です。</li> </ul>
<p><b>仕様</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筐体全体：st加工1.6t 指定色焼付塗装仕上げ（Aエリア：指定色鋳物風塗装仕上げ）</li> <li>側面アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>・iマーク：アクリル切文字貼 3t（A エリア：sus 切文字貼 5t 指定色焼付塗装仕上げ）</li> <li>・地図、各種情報部分：インクジェットシート貼仕上げ(マットラミネート)+塩ビシート切文字貼</li> </ul>



**誘導サイン(矢羽根型)：** 交差点や複数の導線が重なる場所といった移動経路が複雑な場所に設置するサイン

<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>案内先の数や位置に合わせて矢羽の枚数や向きを柔軟に変更できます。</li> <li>矢羽根の下端は歩道の建築限界を考慮して 2500 を確保します。</li> </ul>
<p><b>仕様</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筐体全体：st加工1.6t 指定色焼付塗装仕上げ（Aエリア：指定色鋳物風塗装仕上げ）</li> <li>側面アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>文字等表示面：アクリル切文字貼 3t 又は塩ビシート切文字貼（A エリア：sus 切文字貼 5t 指定色焼付塗装仕上げ）</li> </ul>



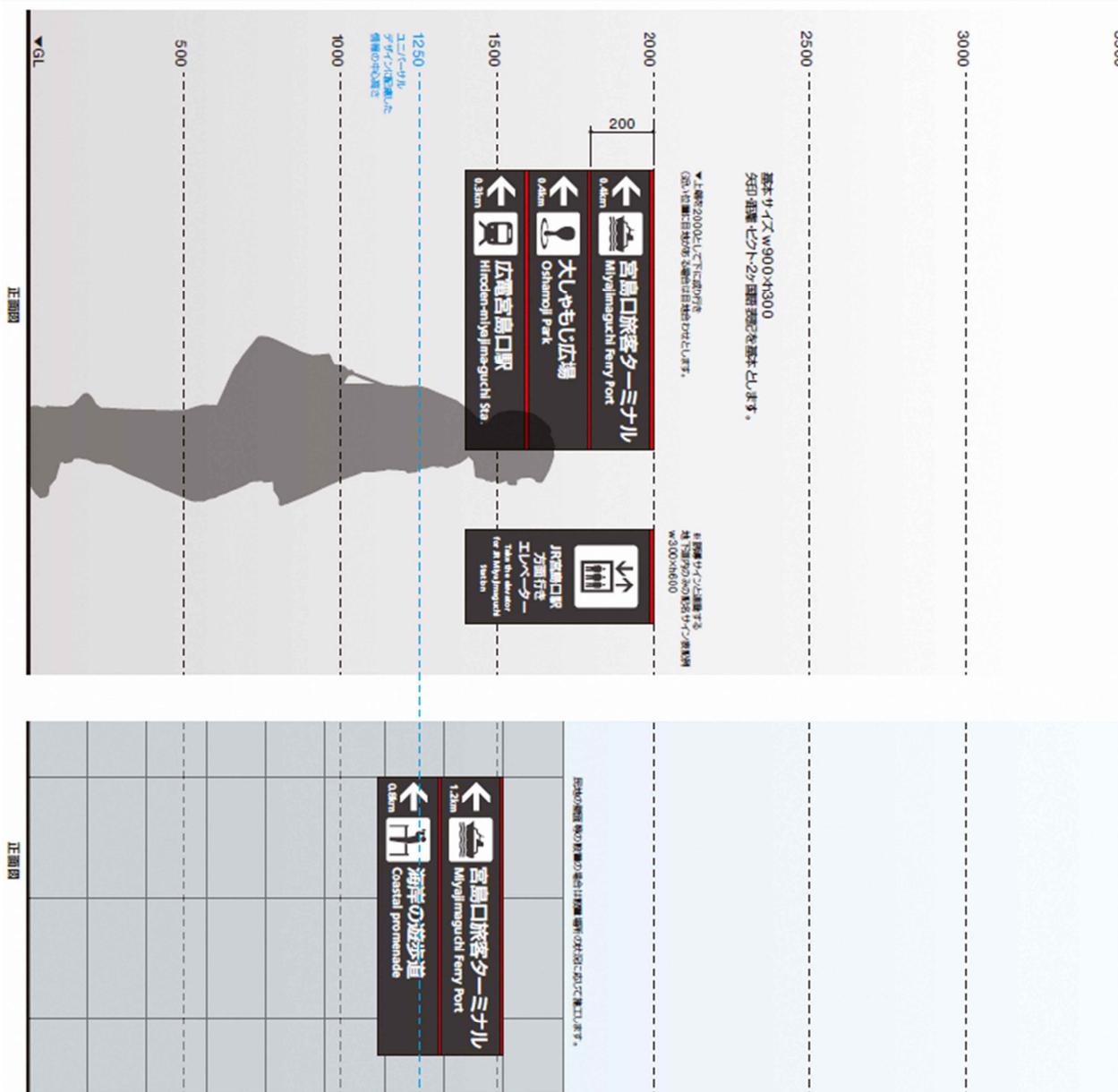
**誘導サイン(壁面固定型)**：地下道内の壁面や歩道上の壁面や柵等に設置する場合に用いる板状のサイン

**概要**

- ・コーナーに設置する場合などはL型に2枚設置するなど利用者を迷わせない工夫をします。
- ・矢羽根のサインのデザインを踏襲した横長のものとして統一感を図ります。  
(設置場所に応じてサイズなどは適宜検討することとします。)

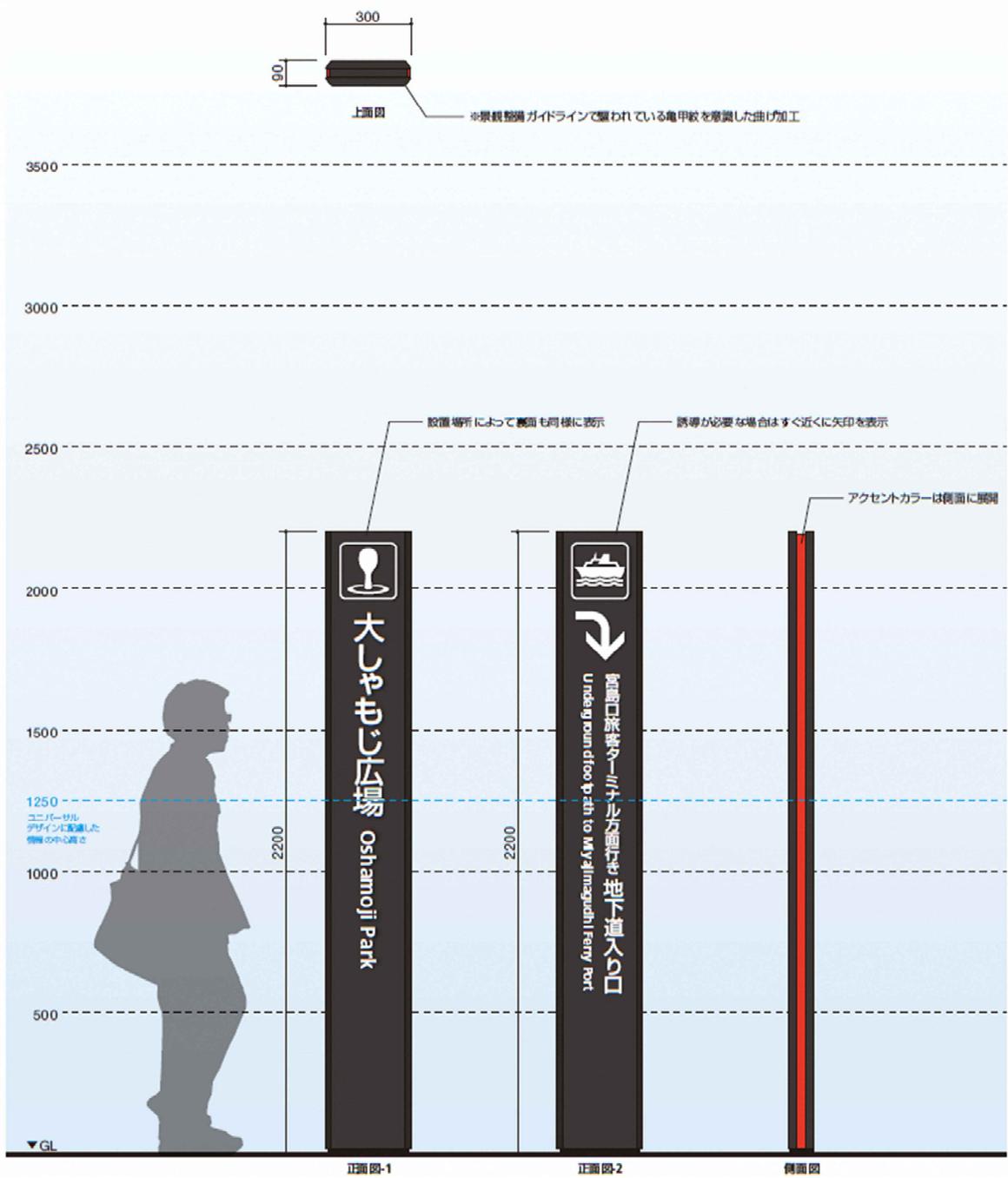
**仕様**

- ・ 筐体全体：アルミ複合板3t インクジェットシート巻き込み貼り仕上げ
- ・ 壁面の場合／ミラーマット3t 等による接着施工 (他、設置場所に応じて検討)

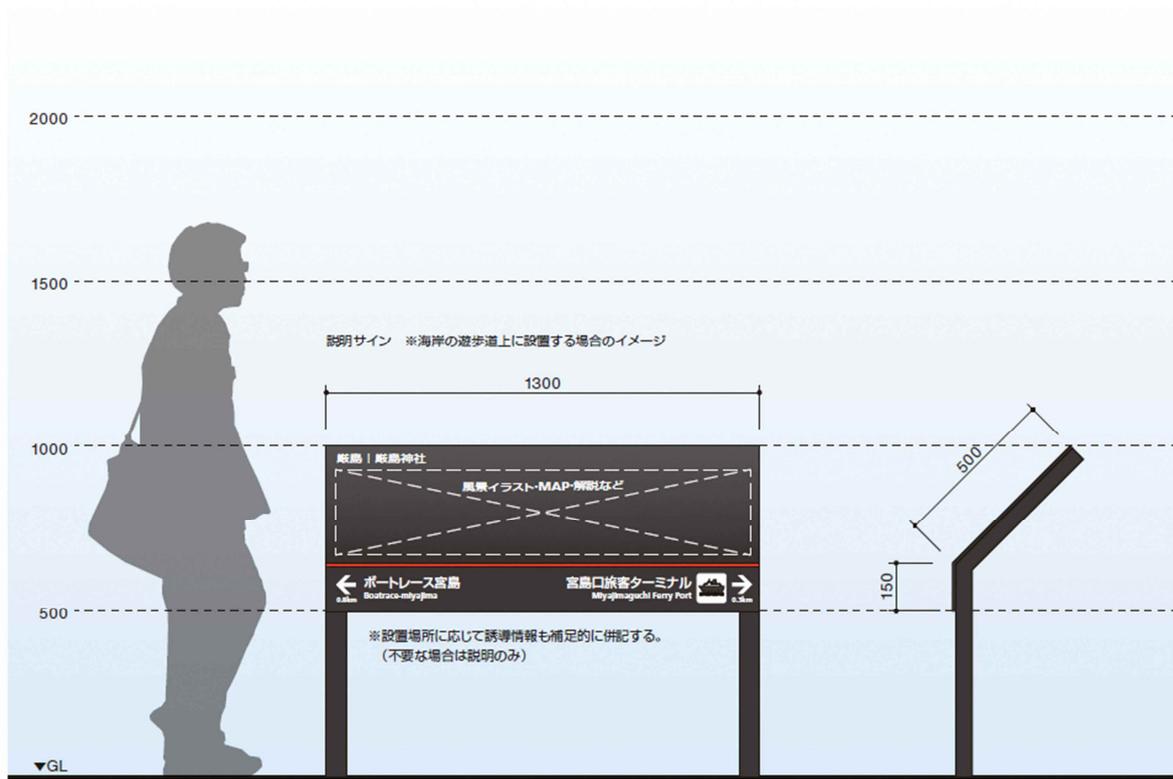


**記名サイン**：地下歩道及びエレベーター、市営駐車場等の特定の施設の名称や所在を示すサイン

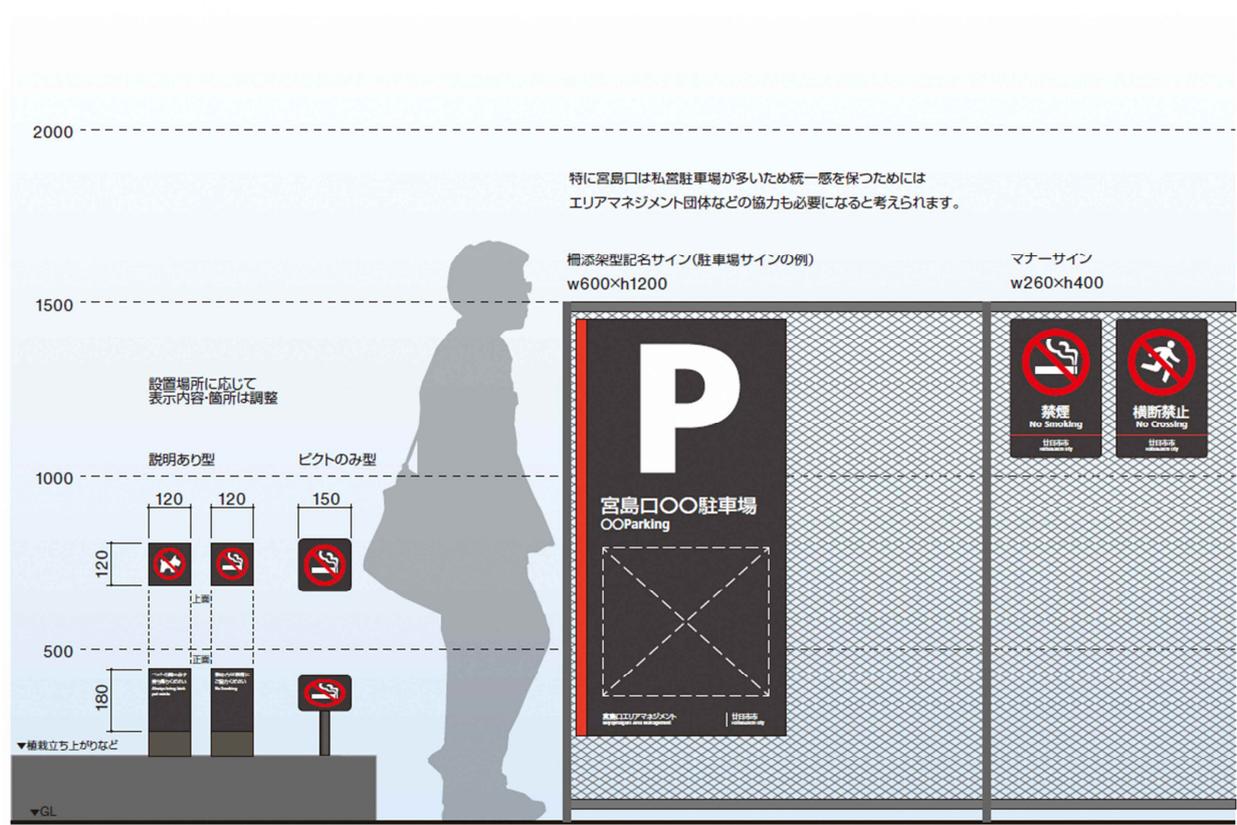
<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行者から両面が見える場合には、任意で裏面にも施設名称等を表示します。</li> <li>・ 施設側が設置するサインや既設サインにより、対象施設の名称が明瞭に確認できる場合は、情報の煩雑化を防ぐため、新設ではなく板面更新を検討します。</li> <li>・ 特定の施設名や所在に限らず、エリア名称やメッセージを表記する場合にも使用します。</li> </ul>
<p><b>仕様</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筐体全体：st加工1.6t 指定色焼付塗装仕上げ（Aエリア：指定色鋳物風塗装仕上げ）</li> <li>・ 側面アクセントカラーバー：FB10t 指定色焼付け塗装仕上げ</li> <li>・ 文字等表示面：アクリル切文字貼 3t 又は塩ビシート切文字貼（A エリア：sus 切文字貼 5t 指定色焼付塗装仕上げ）</li> </ul>



説明サイン：施設の概要や周辺の計画の特徴について説明するサイン



その他サイン：規制サインや駐車場入り口のサイン



## 第5章 活用方針

来訪者への情報提供を充実させ、宮島口地区の回遊性を向上させるために、ICT、人工知能（AI）といった新しい技術の活用、民間事業者や既存のガイドマップ等との連携を図ります。

### ■ 基本的な考え方

- ・ 公共サインに民間事業者の情報を掲載することで、案内地図としての機能強化が期待できることから、必要に応じて掲載を検討します
- ・ ICT 機器は機動的な情報の変更・更新が可能であり、今後まちづくりの展開が予定される宮島口地区においても、最新の情報を提供するために、必要性に応じて ICT 機器の導入を検討します
- ・ ガイドマップの持ち歩ける特性を活かし、積極的な連携による宮島口地区の回遊性向上を図ります

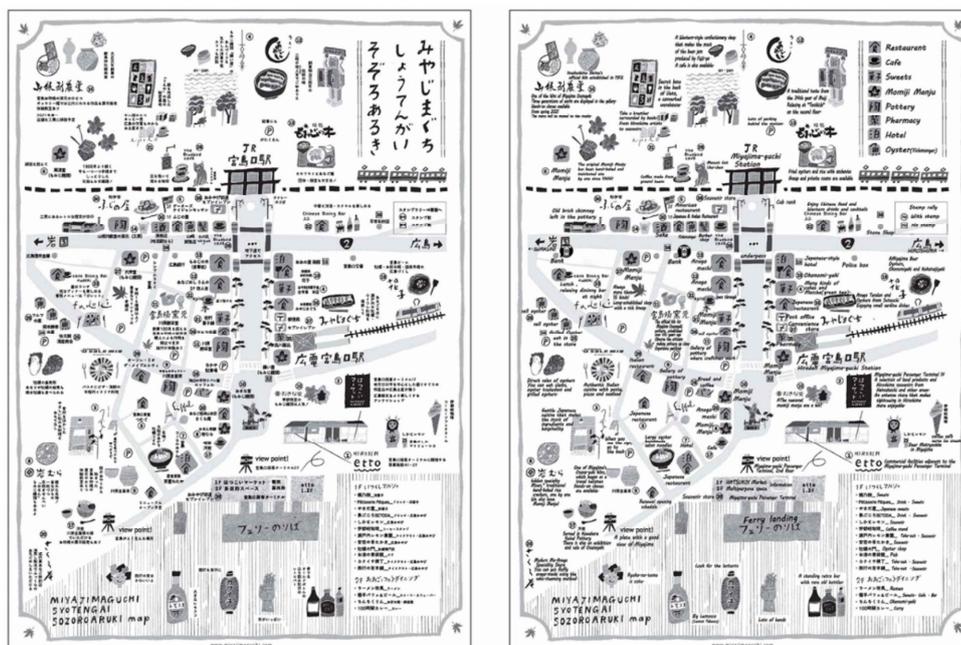
## 5-1 民間事業者と連携した案内サインの機能強化

公共サインは、表示内容が来訪者にとって分かりやすいものとするため、案内誘導のための情報更新や定期点検などの適切な維持管理を行うことが重要です。

民間事業者の施設（以下、「民間施設」という。）をランドマークとして案内サインの地図内に表示することで、来訪者や地域住民が位置を把握しやすくなり、案内サインの機能強化が期待できることから、必要に応じて掲載を検討するものとします。

なお、民間施設の表示にあたっては、必施設の認知度や利用状況といった掲載の妥当性や景観との調和性を考慮することとします。

### ■ 民間施設を紹介する宮島口のガイドマップ



資料：宮島口地区みらい協議会

## 5-2 ICT 技術等を活かしたサインの導入検討

近年、デジタルサイネージや QR コード、プロジェクションマッピングといった ICT 技術を活用した情報発信が普及しつつあります。

従来のサインでは、定期的に現地作業にて掲出情報を点検・修正する必要がありますが、ICT 機器を活用したサインを導入した場合、効率的かつ機動的に情報を変更することが可能です。

宮島口地区では、今後、広電宮島口駅の移設や遊歩道・緑地の整備といった、まちづくりの展開が予定されるため、必要に応じて ICT 機器を活用したサインの導入を検討します。

### (1) デジタルサイネージによる情報提供

デジタルサイネージは、屋外や店頭などに設置された液晶ディスプレイなどの映像表示装置のことを指し、案内情報や広告、看板、ポスターを表示することができます。

JR 宮島口駅や宮島口旅客ターミナルといった交通の結節点にデジタルサイネージを設置することで、廿日市市内や宮島口地区内の多様な観光情報を提供できるほか、非常時には県外からの来訪者、また地域住民への的確な防災情報の提供が期待できるため、まちづくりの動向や周辺サインの状況に応じて導入を検討します。

#### ■ デジタルサイネージによる情報提供



資料：東京都ホームページ

### (2) QR コードによる情報提供

QR コードと特定のホームページを連動させることで、情報端末(スマートフォン等)から簡単に観光情報サイトや防災情報サイトを閲覧できるだけでなく、サインに表示するより多くの言語で来訪者を案内することができます。

フランスをはじめ 10 カ国以上から訪日外国人観光客が訪れる宮島口地区でも、サインに QR コードを貼るなど、誘導機能の強化に向けた活用を検討します。

#### ■ QR コードによる情報提供



資料：府中市ホームページ

### (3) プロジェクションマッピングを活用したサイン

周辺施設の移転や撤去、情報面の劣化に伴い、サインは定期的な情報更新及び筐体の改修きょうたいが必要です。

一方、近年ではプロジェクションマッピングを活用し、建物の壁面や床面に誘導先を表示する取組も見られます。情報更新が容易で夜間でも視認しやすいこと、情報面が劣化しないことといったプロジェクションマッピングの特性を踏まえつつ、宮島口地区でも、来訪者が特に迷いやすい地下道をはじめ、必要に応じてプロジェクションマッピングを活用したサインの導入を検討します。

#### ■ プロジェクションマッピングによる誘導



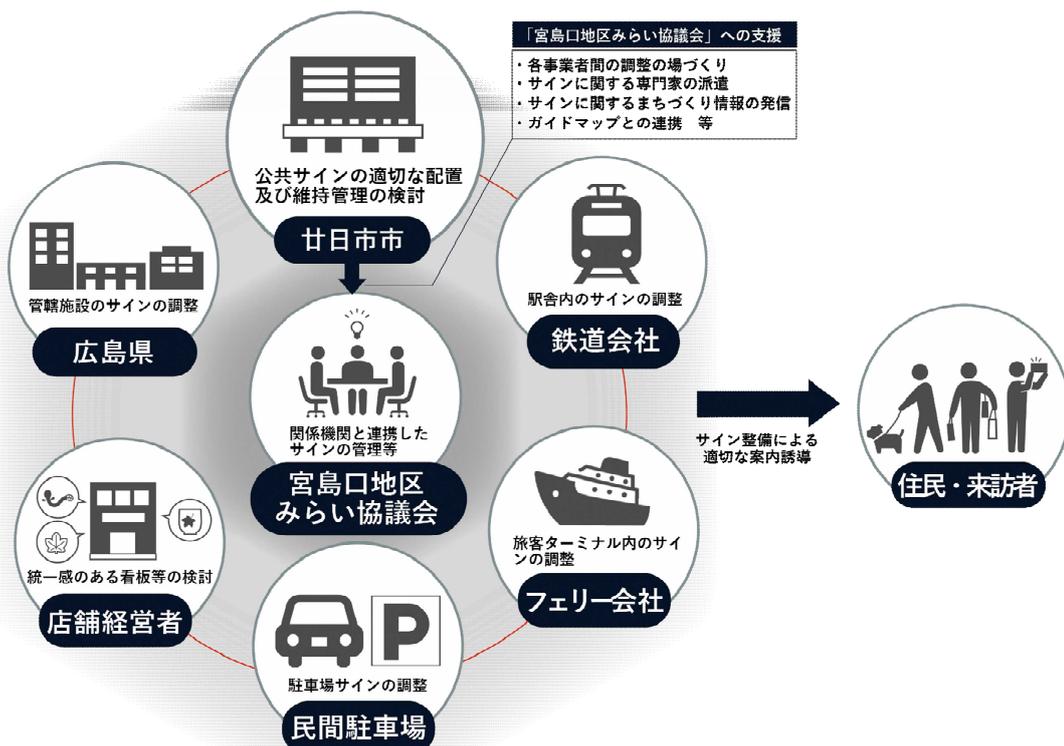
資料：九州産業大学 芸術学部 ホームページ

## 5-3 エリアマネジメントとの連携

宮島口地区では公共サインのほか、民間事業者や店舗によるサインなど、各事業者が個別にサインを掲出しており、地域としての統一感が図られていない状態です。

宮島口地区では、任意団体として「宮島口地区みらい協議会」が、地区の景観づくりや回遊性の向上等の様々なまちづくり活動に取り組んでいるため、本計画の活用と併せてエリアマネジメント組織（次世代に伝え継ぐことを目的に活動する団体）と連携し、宮島口地区のサイン計画に関する各事業者間の調整の場づくりや専門家の派遣、サインと連動したまちづくり情報の発信、ガイドマップとの連携など、今後も地区のまちづくり活動に対して積極的な支援を推進し、地区の価値を維持・向上させるとともに、地区の回遊性の向上に資する取組を検討します。

#### ■ エリアマネジメントによる関連機関との連携



## 第6章 維持管理の方針

### ■ 基本的な考え方

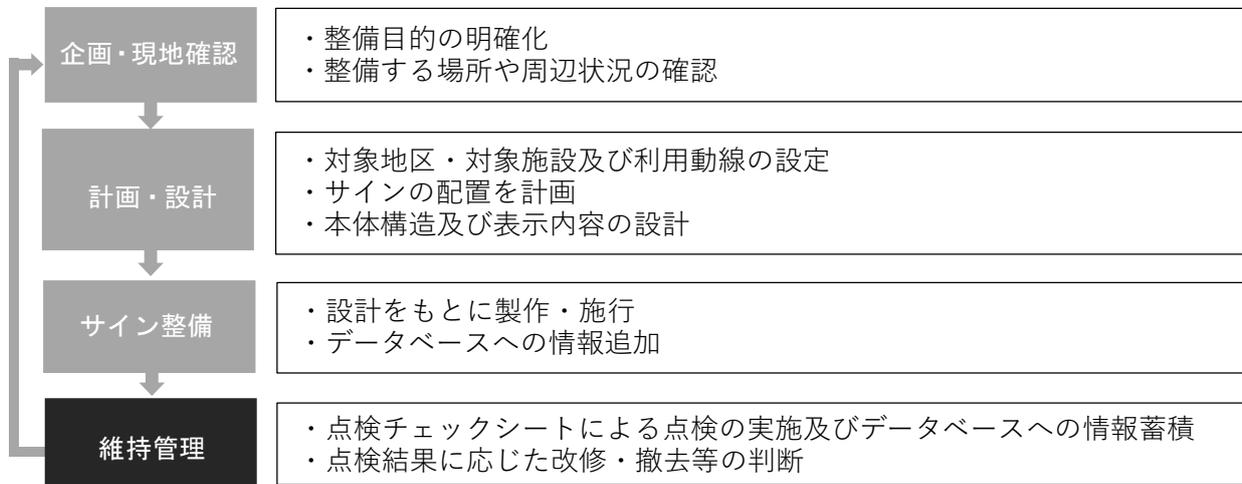
- ・「宮島口地区公共サインデータベース」を活用し、サイン情報の継続的な蓄積・管理を行います
- ・点検にあたっては、「宮島口地区公共サイン点検チェックシート」を活用します
- ・サインの整備主体が異なる場合は、整備を担当する部局や関係機関等と連携し、適切な維持管理を実施します
- ・「歩行者のためのコミュニティーサイン」等のガイドラインに基づき、<sup>きょうたい</sup>筐体や表示内容等の基本的な点検については、1年に1回程度行うこととします。また、情報面は5年に1回程度、<sup>きょうたい</sup>筐体は10年に1回程度改修を行い、景観との調和やサインの機能維持に努めます。
- ・地域団体等によるエリアマネジメントと連動し、まちづくりの展開に併せた維持管理を推進します

## 6-1 維持管理方法

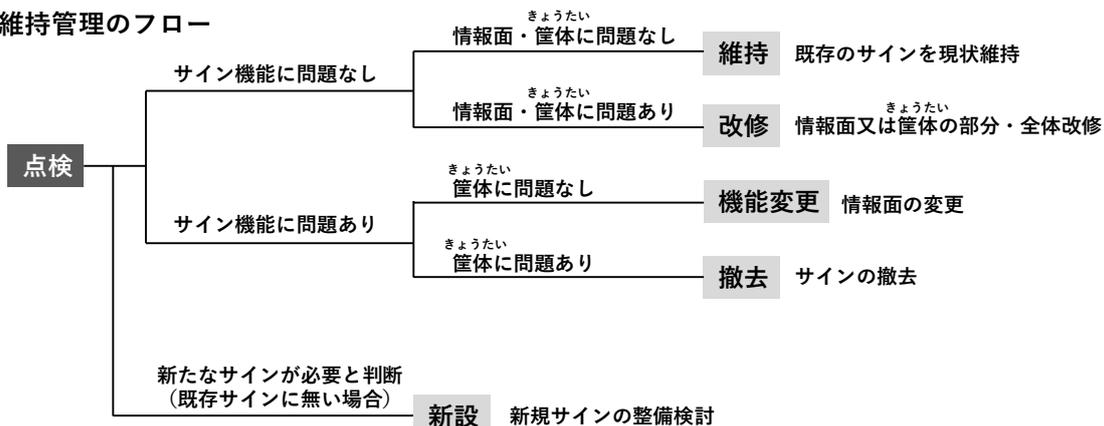
### (1) サインの一元的な管理の流れ

サインの維持管理については、現地調査結果に基づいて作成した「宮島口地区公共サインデータベース」を活用し、サインの設置場所や種別、記載内容、メンテナンス状況について、継続的な情報の蓄積を行うとともに、点検チェックシートによる点検結果に応じた適切な維持管理を図ります。

### ■ サインの企画段階から維持管理の流れ



### ● 維持管理のフロー



## (2) サインの点検項目

サインの定期点検については、以下に示す点検チェックシートを用いて行い、改修・撤去等の判断を行います。

### ■ 点検チェックシート

■ 宮島口地区公共サイン 点検チェックシート			
番号		点検日	
サインの概要		点検者（所属）	
サイン種別	案内・誘導・記名・説明・規制・その他（ ）		
点検内容	問題有無	備考（具体的な内容など）	
<b>A：周辺環境との整合性の点検</b>			
①周辺環境や宮島口地区の整備状況との調和	有・無		
②現在のサイン種別による機能性	有・無		
③設置場所	有・無		
④その他	有・無		
<b>B：本体（筐体部分）の点検</b>			
①主要部材の変形・腐食	有・無		
②取付部分の変形・腐食	有・無		
③その他	有・無		
<b>C：情報面（サインの内容）の点検</b>			
①情報面の汚れ・色褪せなど	有・無		
②情報面の破損	有・無		
③文字の判読性	有・無		
④施設名称等の表記内容	有・無		
⑤情報の内容	有・無		
⑥その他	有・無		
点検結果	維持・改修（情報面・筐体）・機能変更・撤去・その他（ ）		
その他特記事項			

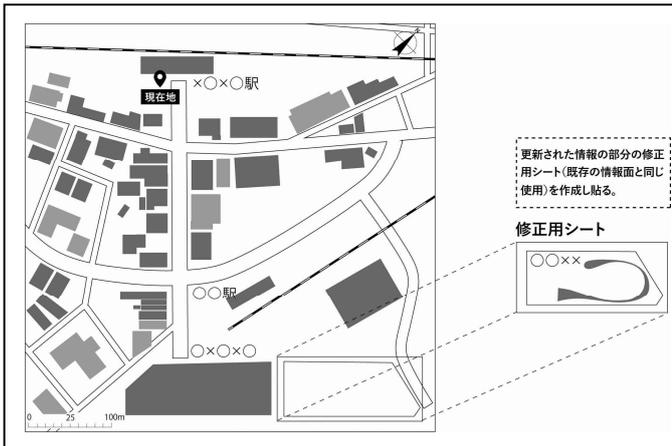
### (3) 情報面の修正方法

#### 1) 部分的なメンテナンス手法

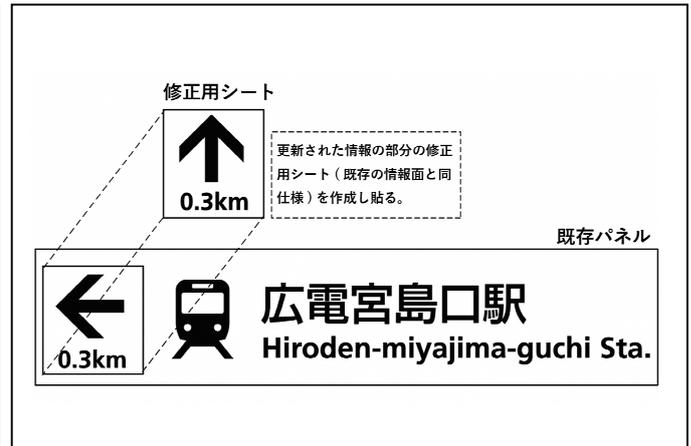
施設の新築もしくは名称変更又は道路の形状変更等に伴い、情報を更新する必要があるサインについては、修正用シートの貼付など、部分的な修正による改修を行います。

なお、修正用シートについては、地色の色彩、文字の種類及び情報面の構成等に合わせ、全体になじむように配慮します。

##### ■ 案内サインの部分的なメンテナンス手法



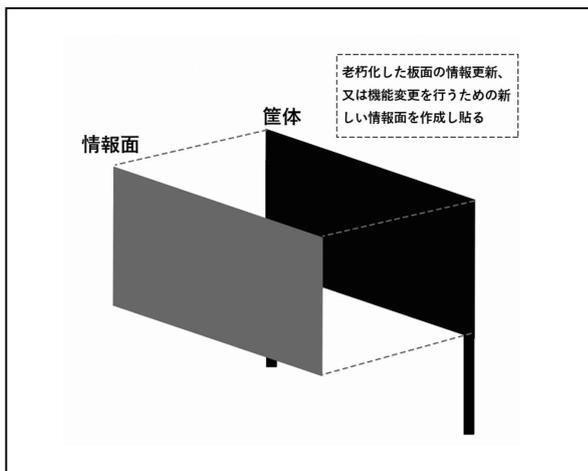
##### ■ 誘導サインの部分的なメンテナンス手法



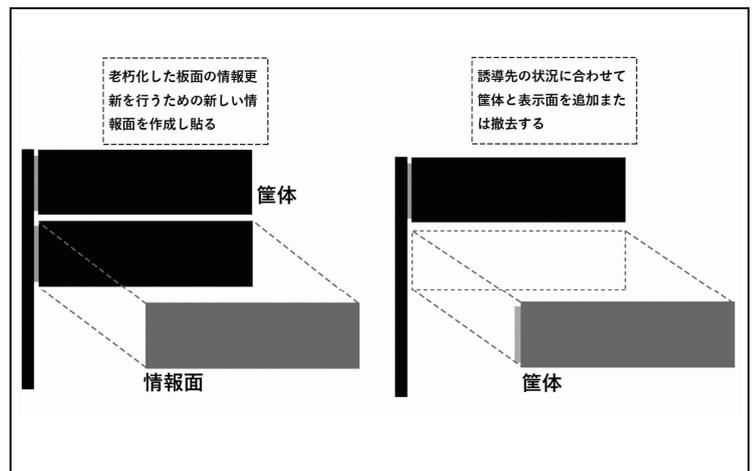
#### 2) 全体的なメンテナンス手法

情報面の更新箇所が多い場合や情報面の劣化によりサインの機能が低下する恐れがある場合、サインの機能変更を行う場合には、情報面全体を取り替えます。その場合、筐体はそのまま活用するなど、<sup>きょうたい</sup>既設サインを活用した更新等を実施します。

##### ■ 案内サインの全体的なメンテナンス手法



##### ■ 誘導サインの全体的なメンテナンス手法

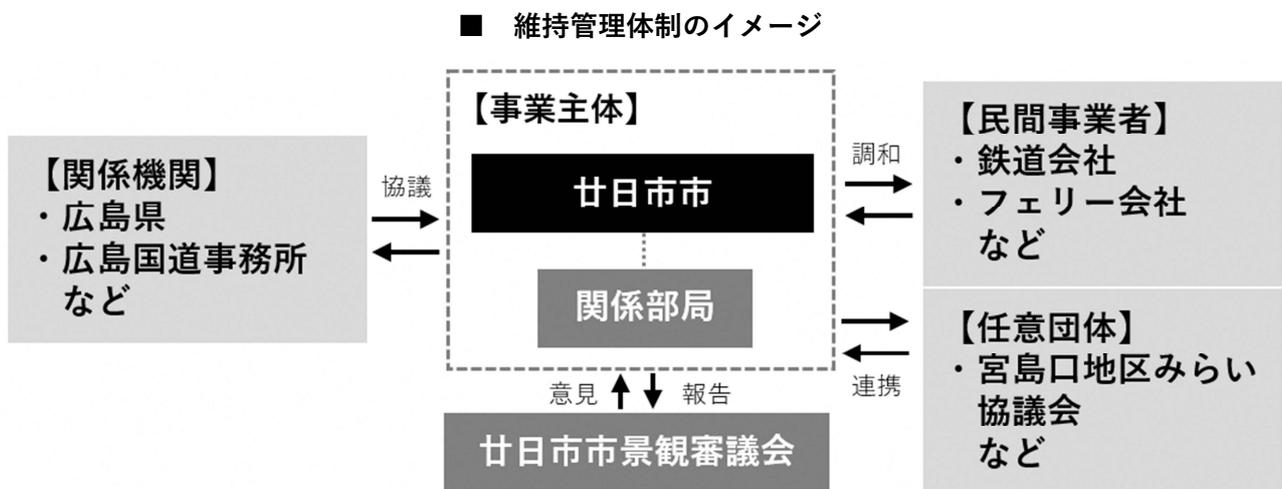


## 6-2 維持管理体制

地域住民や来訪者への情報提供は、特定の主体のみが行うものではなく、宮島口地区の観光等に関連する主体間で連携を図る必要があります。特に、管轄が異なる交通結節点や施設等では、サインを整備する主体が複数該当し、個別の基準で整備が進むと統一性や連続性に問題が発生することが懸念されます。

そのため、宮島口地区ではサイン整備に関わる主体同士が連携し、共通の考え方や基準に基づき整備することで、適切な維持管理が可能となるような体制構築を検討します。

また、サインの点検等については、住民組織と協働して実施するなど、エリアマネジメント活動と連動し、今後のまちづくりの展開に併せた持続可能な維持管理手法の導入について検討します。



---

## 宮島口地区 都市サイン計画

発行年月日：令和4（2022）年11月

発行：廿日市市 建設部 都市計画課 都市計画係

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL:(0829)30-9190 FAX:(0829)31-0999

---